

## 会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 令和元年10月15日(火) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 21名
- 1番 鈴木勝利君
  - 2番 藤田尚美君
  - 3番 秋山泉君
  - 4番 長田麻美君
  - 5番 山本伸子君
  - 6番 守屋常雄君
  - 7番 伊藤裕一君
  - 8番 石原幸雄君
  - 9番 柳井哲也君
  - 10番 甲斐徳之助君
  - 11番 池辺己実夫君
  - 12番 加川裕美君
  - 13番 北島登君
  - 14番 杉森弘之君
  - 15番 須藤京子君
  - 16番 黒木のぶ子君
  - 17番 諸橋太一郎君
  - 18番 市川圭一君
  - 20番 板倉香君
  - 21番 遠藤憲子君
  - 22番 利根川英雄君
1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	藤 田 幸 男 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 財 政 課 長	山 崎 裕 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市 民 部 次 長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長兼 保 育 課 長	中 山 智 恵 子 君
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	長 谷 川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長兼 教 育 企 画 課 長	吉 田 茂 男 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁君
庶務議事課長	野島貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田晴男君
庶務議事課主査	宮田修君

## 令和元年第2回牛久市議会定例会

### 議事日程第5号

令和元年10月15日（火）午前10時開議

日程第 1. 一般質問

日程第 2. 議案第38号 牛久市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例について

日程第 3. 議案第39号 牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例について

日程第 4. 議案第40号 牛久市森林環境譲与税基金条例について

日程第 5. 議案第41号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6. 議案第42号 牛久市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7. 議案第43号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8. 議案第44号 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9. 議案第45号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第10. 議案第46号 牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11. 議案第47号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12. 議案第48号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第13. 議案第49号 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について

日程第14. 議案第50号 牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第15. 議案第51号 牛久市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について

日程第16. 議案第52号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）

日程第17. 議案第53号 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第18. 議案第54号 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第19. 議案第55号 物品購入契約の締結について

日程第20. 議案第56号 物品購入契約の締結について

- 日程第 2 1. 認定第 1 号 平成 3 0 年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 2. 決議案第 1 号 会計年度任用職員の処遇改善を求める決議について
- 日程第 2 3. 議案第 5 8 号 令和元年度牛久市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 2 4. 休会の件

午前10時05分開議

○議長（石原幸雄君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。



一般質問

○議長（石原幸雄君） 初めに、22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 日本共産党の利根川英雄です。通告順に従って質問をします。

まず最初に、エスカードビルへの図書館設置の問題についてであります。

これまで何度となく提案をしてきたのは、牛久駅周辺とエスカードビル活性化についてであります。先日の市長の所信表明及び新聞報道では美術館ということでありましたが、図書館は全く検討していなかったのかどうか。検討していないならば、その比較検討をお尋ねいたします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 公共施設の検討という意味で、図書館ということも含めて、図書コーナー、図書ギャラリーなどなどにつきましては、候補の一つということで検討の中に入れてございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） 新聞報道などもありましたので、私たちは美術館設置について検討を考えています。美術館建設そのものに反対するものではありませんが、エスカードビル内に美術館設置は、これまでにない牛久市政の愚策だと私たちは考えております。なぜ美術館なのか。その設置の目的は何なのか。また、検討課題も含めてお尋ねをいたします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 市長のほうで冒頭で説明がありました美術館について御説明します。

我々のほうでも美術館類似施設ということで検討を始めましたけれども、牛久市には有名な画家だとか作家だとかもいらっしゃいます。そのような方々を積極的にPRする、広報する、皆さんにお見せする、そういう施設も必要かとは思いますが。また、市民参加型の市民ギャラリー一等の写真だの絵画だの、そういうことを掲示する美術館でもよろしいのかなということで、今検討を始めているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 多くの市民の方は、牛久駅周辺及びエスカードビルの活性化を望んでおります。美術館で活性化、集客能力はあると考えるのか、まずお尋ねをしたいと思いません。

私たちは、各地の図書館を視察、調査しました。集客力ある施設は図書館が最良だと考えたわけであります。市が設置を考える美術館の集客能力はどの程度なのか、何を展示して集客を図るのかお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 先ほども答弁させていただきましたが、具体的にその美術品とか絵画とか、そういうものが今決定しているわけではございません。先ほど話をさせていただいたとおり、まず牛久市のそのような作品を掲示させていただき、また、市民参加型のそのような、例えば、子供たちの作品であってもよろしいし、写真とか、書道とか、美術品でも、そのようなものでも構わないのでやりたいと思っております。

集客能力につきましては、確かに図書館につきましては集客能力は高いというふうに認識しております。ただ、それに負けないように、美術館のほうもどのようにすれば人が集まってくれるのかと、どのようにすれば集客能力があるのかというふうなことを踏まえて、今調査をしているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 検討している段階の中で、新聞報道では、来年度から予算を持って計画を立てていくようなことが書かれていたわけであります。

美術館の集客能力はどの程度かと、想定しているのかということではこれからということではありますが、例えば、茨城県立近代美術館の28年度の来館数は約13万9,000人、平成23年には企画展で横山大観、小川芋銭など90点の展示で約8,000人、1日平均200人程度。展示は40日間行われ、ゴールデンウィーク、この期間は無料ということでありました。現在、近代美術館では竹久夢二展を開催しております。その来館者数はまだ展示中ですからわかりませんが、伊香保にある竹久夢二美術館の来館者数は年間平均約13万人と言われております。

エスカードで何を展示しようとしているのか、今の部長の答弁ではまだわからないということではありますが、来館者数をどの程度と捉えているのか。当然、検討していくには、牛久駅周辺、そしてまたエスカードビルの活性化、それを考えれば、当然計画をする前にその程度のことは調査済みだと思うのですが、先ほどの答弁ではほとんどこれからという状況の中。じゃあ、なぜああいう新聞報道がされたのか、非常に疑問に思うわけであります。その点についてお尋

ねをいたします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えします。

議員質問の、我々の調査でも、つくば美術館につきましては年間5万5,000人、土浦の市民ギャラリーにおきましては年間4万3,000人、取手市の埋蔵文化財センターにつきましては年間4,900人、龍ヶ崎市歴史民俗資料館におきましては2万9,000人、つくばみらい市間宮林蔵記念館におきましては4,800人というふうなことでございます。しかもだて美術館におかれまして開催された江口寿史さんのイラストにつきましては、2カ月間において1万4,400人というふうに関き及んでございます。

具体的な人数ということにつきましては、議員御指摘のとおり、まだ未設定でございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 今の答弁の中で1つ聞いているのが、牛久駅周辺活性化と、そしてまたエスカードビルの活性化ということ、これを念頭に置いての美術館設置なのかどうか。これは答弁いただいていないので、これをお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 我々の目的も駅前活性化、エスカードの復活ということなので、やはりこれは若い方たち、特に学生の方とか、そういう方を入れて、ぜひ駅前の活性化とエスカードの復活につなげるよう、そのような対象の方たちを入れたいというふうに今考えています。美術館も類似施設と言いましたが、美術品のみならず、いろいろなことをやるべきというふうに今考えてございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 先ほどもちょっと言いましたけれども、横山大観、そしてまた小川芋銭展等、これが県立の近代美術館でさえ平均的に、ゴールデンウィーク中は無料で入館できた、その中で1日200人程度なんです。近代美術館は駅から遠いから云々ということになるかもわからないですが、実際に今答弁のある中で、1日200人以上の来館者があるというふうには到底思えないです。

そのような中で、図書館のほうが集客力はあるというさっきの答弁あった中で、図書館という話はこれまで一つも出てこないんです。検討はしていないんでしょうけれども、じゃあ美術館としたらどのくらいの維持経費がかかるのか。当然検討していると思います。空調設備やセキュリティを含め、その検討結果をお尋ねをしたいと思います。

美術館、博物館の室内温度は20度から22度、湿度は50%から60%というような空調



設備が必要であります。当然セキュリティーですね、どこからか作品を借りてきて企画展をやるということであれば、当然セキュリティーの問題も大きく発生してまいります。例えば、ショーケース、空調設備をしないとしたら3メートル程度のショーケースで……。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君に申し上げます。

ここで質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

---

午前10時18分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 先ほど言いましたように、図書館という問題はこれまで何度となく質問をしてきました。しかし、そういったものが検討されなく、新聞報道に美術館。これは私たちが通告する前に、通告したときはそのような話はなかったわけです。それを我々は図書館が集客能力があるということで美術館との、市が検討している美術館との対比をしているわけであります。この美術館、どれほど図書館に比べて室内の設備が金かかるかという問題。ショーケース3メートル程度、大体2枚か3枚しかかからないと思いますが、これで、このショーケースだけで500万かかるんです。これらの維持経費等を考え、当然図書館の維持経費の計算も検討に入れていると思います。でなければ、ああいうような新聞報道は私は出ないと思いますので、その対比についてお尋ねをいたします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えします。

先ほど申し上げたとおり、美術品の内容はまだ未定でございます。もちろん、議員御指摘のとおり、国宝級と申しますか、そのような施設が来れば、もちろん室内温度だとか、燻蒸室だとか、セキュリティー、それからガラスのショーケースも重要なものになるかと思えます。質が落ちるというわけではないんですが、そのようなものではなくて、もうちょっと手短な作品等であれば経費等も若干抑えられるのかなというふうに考えます。

先ほど入館者数のお話をしましたが、つくば美術館におかれましては、維持管理経費につきましては年間4,278万円というふうなデータをいただいております。その他、土浦の市民ギャラリーにおかれましては1,287万円というふうに伺っております。牛久市の具体的な金額につきましては、まだではないかというふうな御指摘があるとは思いますが、これからでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 私たちは、先日土浦の図書館アルカスを視察をしてきました。駅周辺の活性化と集客力を目的として建設をされました。約1年と10カ月で来館者数は100万人を超えております。休日で1日平均8,500人、平日でも3,000人を超えております。牛久駅と土浦駅では当然違いもあるとは思いますが、集客力は図書館設置等においてふえているのは明らかであります。このような結果、どのように考えるのか。まずどのように考えるのかお尋ねをいたします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えします。

今検討段階ではございますが、美術のところとそれ以外のところと分けて、ワンフロア全部美術館という想定ももちろんございますけれども、ワンフロア全部美術館というのは、やはりちょっと厳しいのかなというふうに考えてございます。ですから、生涯学習的な形とか美術ギャラリー的な形、それから議員御指摘のとおり、図書館とは言いませんけれども、図書コーナーとか、図書ギャラリーとか、図書館、図書室に限りなく近づくように、そのようなことができないかということで今模索もしてございます。確かに図書館につきましては、集客力については高いのではなかろうかというふうに私先ほど答弁しましたが、それに負けずと美術館のほうも集客力高くしたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） エスカードビルの4階のフロアの大きさ、バックヤードも含めて、中央図書館とほぼ同じ敷地です。そういったことからすれば、相当量の図書室、図書館ができると思います。中央図書館建設時に、私たちは図書館の中に学習室、閲覧室を最大限設けろという主張を設計の段階から何度も指摘をしてきました。しかし、その当時は、図書館法自体に学習室、図書室というものがなくて、それで言ってみれば受け入れられないということで現在の中央図書館になった。学習室、閲覧室は現在不十分と言わざるを得ないわけです。例えば、土浦のアルカスでは650席の閲覧室、学習するところがあります。やはり図書館というものは閲覧をし、そして学習をする場であり、高校が牛久駅周辺には2校、栄進高校も入れれば牛久には3校、そのほか開成高校などありますが、そういった子供たちの学習の場、さらには駅西口、特に刈谷、つつじが丘地域では、エスカードビル内に図書館をという要求は非常に強いという話も聞いております。そういった観点からいけば、まず図書館を考える。美術館については、エスカードでなければならぬということでは私はないと。そして、もし、ここにそのようなものをつくるということであれば、先ほども言いましたように、牛久市政始まって以来の愚策と言わざるを得ないわけであります。この点については今から検討ということですから、ぜひ日本全国の図書館の、例えば、駅周辺にある図書館の検討も中に加えていただきたい

と思います。

次に、防災と危機管理の問題についてであります。

台風15号、19号で大きな被害をこうむり、被災された方々には心からお見舞いを申し上げますのもであります。

先ほど部長のほうから19号による被災状況が報告されました。19号と15号合わせて市の被災状況、農業関係も含めて、これは後日でいいですから、ぜひ文書でお配り願いたいと思うんですが、その点についてどうなのかお尋ねしたいと思います。

市内の防災状況と危機管理についてですが、3.11東日本大震災時には、特に断水の問題が大きくクローズアップされました。市内の飲料水兼用の防火水槽が十分活用できたのは刈谷だけだと聞いております。その後の状況について、飲料水兼用の耐震性防火水槽、この運用についてその後どのように検討され、運用されているかお尋ねをいたします。

そして、これまで飲料水兼用の耐震性防火水槽の設置を提案をしてきましたが、田宮地区に40トンのものを1カ所つくられたただけであります。その後の対策、特に3.11の断水時に水が最後まで出なかったひたち野地域、神谷地域、小坂団地、これらの地域の飲料水兼用の耐震性防火水槽設置の検討など、どのようにしてきたのかお尋ねをしたいと思います。そして、今後の計画はどうか。

そしてまた、3.11で結構問題になった各避難所にある防災倉庫のチェック。また電力も大きな問題です。発電機があるとのことでしたが、どこに何台、そして、その発電機自体何時間利用できるのかお尋ねをいたします。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） まず、飲料水耐震性貯水槽の件ですけれども、こちらにつきましては、現在市内3カ所に設置済みでございます。その後の設置ということですが、いろいろな貯水槽について検討させていただいた結果、配水車のほうを効率的に回したほうが、この貯水槽というのは一時的なもので、空になると給水ができないということもありますので、配水車のほうで対応させていただくということで現在進めております。

それと、15号、19号の被害状況につきましては、現在19号のほうはまとめておりますので、まとめ次第議員の皆様にお配りさせていただきたいと思っております。

それと、防災倉庫につきましては、市役所の駐車場のところにも設置してあります。そのほか自主防災会のほう、行政区のほうで防災倉庫を備えてつけていただきまして、発電機と必要物品をそこに収納しております。

発電機の使用時間ですけれども、市のほうで用意してあるのがカセットボンベ式の発電機、それとガソリン式の発電機、それと、先日も伊藤議員のほうでお答えさせていただきましたが、

プロパン式の発電機、その3種類をそれぞれ備蓄しております。それと、燃料の関係もありますので、利用時間ということですが、対応時間ですか、そちらにつきましては、燃料が尽きるまでということになります。以上です。（「防災倉庫のチェックは」の声あり）防災倉庫のチェックにつきましては、その都度職員が巡回して防災倉庫をチェックしております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） 配水車、飲料水については配水車ということですが……（「給水車です」の声あり）給水車ですね。私もそう思ったんですが、配水車ってどういうものか。これは牛久市にあるのは何トンのやつなのか。これは水が出なければ近隣市町村含めて全部貸し出しということはないわけであって、じゃあこの給水車、何台牛久市では今常駐しているのか。1台ではないかと思うんですが、それをどうするのかということについてです。

あと、防災倉庫のチェックですが、3. 1 1のとき、あるところは防災倉庫に何も入っていませんでしたと、大きな鍋が1個だけ。避難してくる人たちのために毛布をほかの防災倉庫に借りに行ったというような事例もあります。現在、打ち合わせの中でもこの防災倉庫のチェック、全ての防災倉庫のチェックを、今の答弁ですと担当課のほうではしていないというふうに関心したんですが、その点についてお尋ねをします。

それと、飲料水兼用の耐震性防火水槽、これは発電機でポンプを動かし、そして給水するという方法になっておりますが、3. 1 1のときにこれがうまく機能したのは刈谷だけと。聞いていたところによりますと、地震の前日に自治会のほうで運転をし、使い方がわかっていたと。岡田小学校では使い方がわからなくて、教頭先生が一生懸命手こぎでポンプを押したというふうに関心しております。みどり野のほうは人数が多くてなかなかうまくいかなかったようですが、前市長がみどり野へ行き、いろいろ指揮したという話も聞いております。これ危機管理の点からいくと、なっていないんじゃないかというふうに思います。実際にあるものが十分使えなかったということ、これは市としての防災、危機管理に手抜きがあったんじゃないかと思うんですが、その点です。

それと、同僚議員の防災の中で、市長が市の防災計画等文書を読んでいただいたんですが、具体的なものにはなっていないと。発電機の問題、発電機がカセットとガソリンとプロパンとあるということですが、どこに何台あるのかもわからない。これ今の答弁だと、それはチェックしていないんですか。じゃあカセットボンベで充電をした場合に何時間利用できるのか。そして、そのカセットボンベは幾つ用意してあるのか。また、ガソリンで動かす発電機、これガソリンを貯蔵しておくだけでも大変なことです。どこにガソリンを保管しているのか。また、プロパンでつくるというのも、どうもなかなか理解できないんです。もう少し詳しい説明をお

願いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 防災倉庫のチェックにつきましては、市で設置している防災倉庫につきましては市の職員が定期的に点検しております。それと、自主防災会、行政区のほうで設置しているものについては、避難所の訓練をするときにチェックしていただいております。

それと、発電機関係につきましては、ガソリン式の発電機が7台、それとLPガス式の発電機が1台、カセットボンベ式が17台、合計25台を市の防災倉庫のほうに備蓄しております。

それと、耐震性貯水槽の関係につきましては、先ほども申し上げましたけれども、市内3カ所に設置してありまして、田宮、それと岡田小学校、みどり野に設置してあります。近隣の行政区長、役員の方に集まっただきまして、そちらの使用方法を訓練とともに、その際に訓練の中で使用方法をお伝えしております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） なかなか危機管理という問題についてよく理解できない点があるんですが、では、市のほうが設置している防災倉庫です。市役所なり公共施設、小中学校に設置をされておりますが、これは全部チェックをしましたか。いつチェックをしたのかお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。交通防災課長山岡 勉君。

○交通防災課長（山岡 勉君） お答えいたします。

各避難所訓練に合わせまして実施をしております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 全ての公共施設の防災倉庫、チェックしているということで、その中に不足分はなかったですか。

それでは、いつチェックしたのか。それと年度別に、1年に、当然防災訓練とか何かやった場合には使うんじゃないかと思うんで、いつチェックをして補填しているのかお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） チェックをした日付につきましては、後で詳細に報告書をつくらせていただきます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 何でこれしつこく言うかという、余り公共施設のところ言いたくはないんですが、小学校の防災施設で中に何も入っていなかったんです、3.11のときに。ですから、その点をやはり確実に担当課、もう本当に防災倉庫のチェック、危機管理というのが、今の話聞いている中ではちょっと信じられないです。そういうところに皆さん避難して

くるわけですから。1日、2日ならば必要ないかもわかんないんですが、水の問題、そしてまた電気の問題等を考えると、例えば、千葉で今回19号が来て、再度同じような状況になって大変な状況です。電気が来なければ水も出ないというような状況の中で、防災倉庫というものがやはり自分たちに命をつなぐ一つの糧だと思います。いつ、そして全ての公共施設にどの程度、これは防災計画の中には入っていますけれども、その後防災訓練の中で使われたんではないかと思います。それが補填もされていない。今の答弁ですと、そのように受け取らざるを得ないので、ぜひこれは早急に文書として提出を願いたいと思います。

そしてまた、発電機です。カセットで17台、ガソリンで7台、プロパンで1台ですか。これ市の防災倉庫にあるそうですが、千葉の15号のときに、発電機、県のほうで持っているものが全て使われなかったというような実例もあります。市の倉庫に入っているからといって全部使えるか、そしてどこに配置するのかというようなことも、今の答弁ではほとんど計画がされていないというふうに考えるわけであります。この電力という問題、特に危機管理、その情報収集、情報発信の中では、今はもうスマートフォンが全盛ですから、これの電源が切れた場合、充電しなければなりません。その点について、この発電機の、そしてまた何時間これ使えるのかというのを答弁がなかったんで、これもわかっていないんじゃないかなというふうに思いますが、わかっているならば答弁を願いたいと思います。そしてまた、はっきりしなければ、後ほどでもいいですから文書でお願いをしたいと思います。

それと、3.11のときの前市長の答弁ですと、水については、ほとんどトイレとかお風呂とか、そういうところに使う方が多かったということで、議会の答弁では県南水道企業団が持っている市民センターの隣にある県南水道のタンクです。以前はあそこで毎週いつでも使えるようにと水を放流していたそうですが、現在は行われていないと。しかし、あの水を使って、中水としてトイレとかお風呂なんかには使えるんじゃないかと。震災断水の場合はそのような方向で考えたいという答弁を前市長のときにされておりますが、この県南水道の井戸水について、防災、そしてまた危機管理の中でどのように検討されているのかお尋ねをしたいと思えます。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 発電機のうち、先ほど申し上げた中でガスボンベ、カセットボンベの発電時間につきましては1本1時間。2本機械の中に入りますので2時間ということで、ボンベについては備蓄として552本備蓄しております。

それと、ガソリンとプロパンガス式の発電機につきましては、燃料が尽きるまでと先ほど申し上げましたが、こちらにつきましては、市内の石油業組合と協定を結んでおりまして、ガソリン等、ガスボンベ等を優先的に市のほうに供給していただく協定となっております。

それと、各自主防災会でも発電機を保有しております。こちらの発電機は各行政区の区民会館に井戸を設置してありまして、そちらの電源が失われた場合に、そちらの発電機を使っていただいて水をくみ上げるといような態勢になっております。また、その避難所ごとの運営、訓練で実際に使用してチェックしていただいております。以上となります。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 給水車のことの答弁がちょっといただけていないんですが、牛久市のは何トンで、そして市内を全部回れるぐらいの給水車が確保できるのかどうかということ、答弁いただけていないので、この答弁をいただきたいと思います。

先ほど報告の中で、立ち木の倒木による電線の切れや、今回牛久では電柱の倒壊というのはありませんでした。電柱の耐風能力というのは風速40メートルと言われております。台風15号のときは千葉県で中央区で57.5メートルですか。電柱も結構倒れたそうですが、この電柱の倒壊というのも十分考えられます。今回の、先ほどの報告ですと28メートル程度。危機管理として、立ち木等の電線に覆いかぶさる箇所の把握というものは担当としてやっているのかどうか。そして、その対策はどのように考えているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） ただいまの質問のうち、牛久市で所有している給水車、こちらについてお答えをいたします。

牛久市では、2トン用の給水車を1台所有してございます。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 給水車の関係は、今環境部長のほうから報告させていただいたとおりです。それと、県南水道で3台所有しているのも報告を受けております。

それと、給水車もしくはその井戸のほうで飲料水が足りないということになると、ペットボトルの給水を各避難所のほうに配付させていただくことになっております。それと、自衛隊のほうに、それでも必要な場合には、自衛隊のほうの要請をかけたり、県を通じて支援要請をする計画となっております。

それと、立ち木の停電への防止のチェックということですが、それぞれチェックはしていませんけれども、市の職員が市内に出た際には、架線にかかっているようなところで事前に把握できたところにつきましては、所有者に切っていただくような要請をしたり、職員のほうでできる場合にはこちらでやったりしております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 給水車、防災計画等の問題についてはその程度でいいと思いますが、ただ危機管理という関係からいくと、県南水道企業団に3台、これが全部牛久に来るわけ

ではないです。自衛隊が派遣するといっても一自治体に1台か2台でしょう。これで全て足りるというふうな計画をお持ちなのかどうかと。持っているからそのような答弁するんだと思うんですが、それについては、やはりもっと千葉の15号の結果、いまだ停電が続いているところあるわけですから、そういった問題も含めて給水の問題、水がなければ人間生きていられないですから、これはもっと3.11のときの教訓を生かしながら、さらにそれ以上の、あの当時は3日ないし4日ですから。それが1週間、2週間続いたらどうなるかということを考えて、今答弁された給水車の問題で足りるというふうには思えないと思います。

そしてまた、各行政区に井戸水というふうにありましたが、じゃあ井戸水の水質検査、市のほうで責任を持ってやっているんですか。以前は、市のほうでは水質検査までしないというふうに聞いております。飲料水として使う井戸水、少なくとも52品目だったですか。あの水質検査が必要だと思います。各行政区にある井戸水、毎日使っているわけではないと思います。したがって、その水質自体は全て飲料適というふうになるとは思えません。今の答弁ですと、井戸水を使えみたいなのが言われましたが、それは問題があると思います。例えば、私が小坂団地で聞いていた中では、3.11の後水が出なくなったところ。そしてまた白く濁ったところというものがありません。使っている人たちは全て煮沸をして使っていたようですが、もう少し防災、そしてまた危機管理の面からいけば、責任を持った検討をしていただきたいと思うんですが、この問題についてお尋ねをいたします。

それと、立ち木の問題ですが、地域の住民から、何度市のほうに言っても伐採してくれないということを知っています。ある地域では、私のほうに来たので担当課に言ったら、東京電力とそしてまたNTTのほうで立ち木を切ってくれたそうであります。今の答弁とはちょっとかけ離れていると思うんですが、しっかりと危機管理という点からいけば、市のほうとしてそのようなチェックはする必要があると思うんですが、この点についてお尋ねをいたします。

それと、電力の問題ですが、市役所及び保健センター、そしてまた市民センターなど、公共施設の自家発電はどうなっているのか。そして何日、何時間利用できるようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 飲料水につきましては、先ほど申し上げたいろいろな給水車とかなどを考慮しております。それと、市民の皆様には3日間程度の飲料水の備蓄を、ローリングストック法を用いてやっていただくように推奨しております。

それと、各行政区の井戸水につきましては、12月に水質検査を実施していただいております。前提としては、先ほども飲料水ということにお答えさせていただきましたが、水質については飲料水に適さない箇所もありますので、そういうところにつきましては生活用水として常



時使っていただくようにしていただいております。

それと、立ち木の問題なんですけれども、先ほど申し上げましたように、職員のほうで気がついたところについては切ったり、依頼したりしておりますが、また、東京電力、NTTのほうにも市のほうから通報して対処していただいております。それと、自家発電機につきましては……以上です。

○議長（石原幸雄君） 総務部次長野口克己君。

○総務部次長兼管財課長（野口克己君） 私のほうから、市庁舎につきましては自家発電装置ですが、こちらは170リットル、灯油で動いております、満タン時の運転、フルにやった場合に、ほぼ2時間程度の運転ということになります。以降は給油が必要になります。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 生涯学習センターのほうになりますけれども、避難者が収容されて、その施設から外の避難所のほうに出る間、二、三時間ぐらいの自家発電の能力というところで記憶しています。以上です。（「市役所でしょ、さっきの。保健センター、福祉センター」の声あり）

○議長（石原幸雄君） 答弁漏れですか。指摘を願います。利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） だから、保健センターの……。

○議長（石原幸雄君） 総務部次長野口克己君。

○総務部次長兼管財課長（野口克己君） 失礼しました。

保健センターにつきましては、本庁舎の自家発電装置と接続しておりません。そちらにつきましては、太陽光発電による蓄電池、それからリーフをつなげた形の給電を受けるという状態になっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。（「福祉センターの何時間か」の声あり）市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 総合福祉センターについては、バイオディーゼルコージェネレーションという非常用電源を持っておりまして、5キロワットアワーでBDFを燃料として使用しています。それと、燃料の関係がありますので、ちょっと詳細につきましては、何時間運転できるかというのはちょっと今の手元には資料がありませんので、後ほどお答えさせていただきます。（「保健センターは何時間くらいなんです」の声あり）

○議長（石原幸雄君） 答弁はよろしいですか。環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 保健センターのバッテリーにつきましては8時間程度。制限はありますけれども、コピー機1台、それからあと照明関係、裏口から入る照明関係があるんですが、そこは人感がついていまして、裏から上がれるようになっています。それ以外に

20キロワットのリーフをつないでバッテリーをその後は維持ができます。それ以外にも、発電機をつないで災害本部のほうは保てるように設計されております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） いろいろ答弁いただいたんですが、危機管理の問題については、私はある程度問題があると。もう少し具体的に防災、そしてまた危機管理をすべきだというふうに考えております。

また、災害時の市民への情報提供、これは非常に重要であります。市として停電や断水、被害状況等の情報収集はどのようになっているのか。さらに、その発信は、特にライフラインの問題等を含め、市民には大きなものとなっております。この情報収集とその発信についてお尋ねをいたします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 今の職員の災害時の担当、状況説明しました。いろんな課にまたがって、こだけ時間かかったんで、実際現場においたらどのぐらい時間かかるんだろうということが私は懸念しておりました。そのことにより、もう防災に関しては何課、何課、どこの場所か、もう一切それをなくし、1つの課で防災課をつくりまして、この課が、充電器はどのぐらいあってどうなんだ、飲料水はどうなんだって、災害があつてはどうなんだっていうことを一括して、そういうできるワンポジションの防災課をつくりまして早急に当たる。

そして、先ほども言ったように、さまざまな広報、広報についてもどうあるべきなのか。エフエム放送もございます。いろんなネット……何ていうんですか、スマホ使ったりの連絡ございます。私もきのう、ちょっとある市民に会ったんですけども、何をしているのかわからない。でも僕はそういう話聞かれたんですけども、やっていることはやっているんですけども、ただ市民と市とのマッチングしない。それでございます。ですから、我々は、こっちは発信しているんだけど、でも市民に伝わらないということは、それは発信したことにならないという話を前から職員とも話していますので、ですから、こっちは発信する以上はどのように伝わるか、それもちゃんと検証しなさい。とにかく、いろんな話しても、まず聞く耳持ってくれない人にも何とか理解してもらえというようなことで、もう言葉でわかんなかったら絵でも描けという話をしております。

ですから、そういうことで、やはりこちらからの情報管理のあり方、発信の仕方、そしてまた、さっきの水もありました。やはりできない部分ではできない分ははっきり言って、水は飲料水についてはいざとなったら3日間、もしかしたら来られないかもしれない。そういうとき、やっぱり自助努力も大切ですよ。やはり、行政のできるもの、すみ分けをはっきり打ってどうするのか。電源も来ないときあります。そういうときはこういうことであって、こういうこと

してください。その間にどうにかなります。どうにか発電機なりありますけれども。そういうやり方をしっかり出さないことには真の防災課にならないんじゃないかと。

そして、今牛久が直面する大きな防災として、まず台風がございませう。台風といったらやっぱり風と雨でございませう。だからそういうのにどんなふうに対応したらいいか。私もこの1週間前に幾つのブルーシートがあるのって聞きました。200って話聞きました。実際200で足りるのかって言ったら、まあそれで金曜日に1,000枚追加しまして、それで何かあったときの対応ということでした。

ですから、そういうことで、また避難所も知らない。また避難所も3カ所あります。ひたち野地区の避難所どこにあるのかって言ったら、それも未整備だということ、やはり大きな地区ごとにひたち野、それから牛久地区、岡田地区、奥野地区、その辺にもやはり拠点になる防災の避難所もしっかりと確保していく。あと一番身近な区民館。でも区民館でもやはり新しい区民館いいんですけども、古い区民館に来られては二次的な災害も起こり得るかもしれない。そういうこともこの計画に盛り込んで。

あと今度、今消防団、それから防災医師会もつくりませう。それで牛久シャトー。そういう方で、いろんな防災に特化した話をしようという話をしております。だから、そういうことの皆さんのいろんな連携の仕方、広報の仕方、これから起こる、まだまだ課題ございませう。そういうものをこれから構築しながら防災管理に当たっていきたいと思ひませう。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 情報発信、情報収集の問題については、市民の方から要望が寄せられているのは、市にある車、これスピーカーがついているやつは結構あると思ひませうが、これで地域を、情報の発信をする。台風、風や雨が強いときなどは防災無線は聞こえない。また停電になれば聞こえない。そんなようなことがあるので、これはもうこれからの問題だと思ひませうが、情報発信については、一番確実なのはその車で歩くというのが一番だと思ひませう。これも検討していただきたい。具体的な計画を今るいろいろ申し上げてきました。これらを含め、早急に細かな計画をぜひ立てていってほしいと思ひませう。

続きまして、教育委員会のパワハラの問題についてお尋ねをいたします。

私どものところに、教育長のパワハラについての投書が届いております。このような怪文書を真に受けるものではありませんが、しかし、何とこのパワハラのこと、私の自宅の手元に来たのはこれで3通目であります。最初のときは、根も葉もないことだと思ひませう、これはたしか手書きではがきで来たと思ひませうが、何年か前なので、これについては処分しました。その後、昨年とことしということになって、私ども、そしてまた多くの議員さんにもこのような怪文書が届けられたと思ひませう。私が議員になって36年間の歴代教育長から5代目で初めての

パワハラという投稿がありました。火のないところに煙は立たずということわざもあります。根も葉もない怪文書と思いますが、教育長の考え方をお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） これまでも私に対する匿名の文書が何度か送られてきています。内容はいろいろと変わってきていますが、最近のパワハラといった文書です。

私は、学校現場に子供たちを観察に行くことは何度もありますが、個人的に先生方と面談したり指導する場面はほとんどありません。ですから、どこで、誰に対して、どのような言動がパワハラに当たるのか心当たりがないのが現状です。具体的に指摘されれば振り返ることもできるのですが、それもできません。匿名で差出人もわからないので、話したらよいかもわかりません。直接話すことに抵抗があるならば、誰かを仲介するとか、議員の皆様のお力をかりて対話の場を持っていただけるのなら助かります。

今回のことがあり、もう一度これまでの匿名の文書を読み返してみました。

初めは、学び合いといった学校づくりの批判でした。次に、学び合いの研修に対する批判でした。2年半ほど前から、文部科学省が学習指導要領の改訂に伴ってアクティブ・ラーニングといった主体的で対話的な深い学びを全ての学校で進めましょうと発信したころから、今度はパワハラと変わりました。そう考えると、学びの共同体の学校づくりといった教育政策に対する批判なのではないかと思っています。

そもそも、私たちはなぜ学び合いの学校づくりを始めたかとさかのぼると、前任者の淀川教育長の時代から始めています。一番の目的は、全ての子供たちが学校にいるときくらいは幸せであってほしいという思いからです。学校には、授業中寝ていたり、飛び出してしまうたりする子供、休みがちな子供、反抗的な態度をする子供など、さまざまな子供たちがいます。これまでは、そういった子供たちは困った子供、扱いにくい子供という捉え方をして、時には強い指導を繰り返してしまうこともありました。しかし、そういった子供は障害があったり、虐待があったり、家庭の苦しい状況を持ち込んでいたり、人間関係で悩んでいたり、授業が全くわからなかったりしている子供であり、実は助けてあげなければならない子供だという発想の転換をしようと考えました。そして、苦戦している全ての子供たちを、学校で一番長い時間を過ごす授業で助けてあげたい、授業を通して教室に居場所をつくってあげたいと思いました。

しかし、一人の教師がこうした子供たち全てを学ばせることは容易なことではありません。そこで、教師一人の力ではなく、教室にいる子供の力、集団の力をかりることで全ての子供たちの居場所をつくり、変化の時代にも対応できる学力を保障してあげ、幸せにしてあげたいと考えました。

そこで始めたのが学び合いの授業づくりです。先生方がひとりで悩まないように、互いに授

業を同僚に公開し合う中で、学べない子供をどうしたら助けられるか、子供の固有名詞で語り合う中で、1人の子供を職員みんなで共有し、その子の学ぶ権利を保障してあげようとなりました。それを学校だけに任せるのではなく、教育委員会の指導主事、大学の先生、数々の教育実績を残した退職校長先生、市内の校長先生やほかの先生方などに入っただき、目の前の子供を学ばせるために授業をどう変えていったらよいか話し合いをしています。特に、大学を出たばかりの若い先生方が多くなり、世代交代が進む学校現場では必要不可欠な研修だと思っています。

こうして、子供も教師も学び合う学びの共同体の学校づくりを進めてきた結果、学校は非常に落ちつきましたし、学力テストに見る学力も高い数値を維持しています。これは現場の先生方の努力にほかなりません。

しかし、これまで学校や教室は閉じた世界でした。授業も、学級王国と言われるように担任の先生一人に任されており、校長先生でさえその教室に入りにくい状況がありました。そこでは、学べない子供を救うことができず、ひとりで悩んで学級崩壊を起こしてしまったり、時には体罰といった強い指導をしてしまう場面もありました。一方で、教室を開き、自分の授業を同僚に公開し、指導法を改善していくことに戸惑いを感じる先生もいます。今回のことを考えると、一部にはこの授業改善が苦しい先生がいるのかもしれませんが。しかし、現在はこうした研修の進め方も各学校の実態に応じて行っていますので、先生方の共通理解のもとで改善できていると思っていました。今後、校長先生方には、年に何回か先生方と個人面談を行っていますので、不満があればそれを聞き取っていただきたいと思います。

学び合いやアクティブ・ラーニングは手段であります。目的は、一人残らず質の高い学びを保障すること、全ての子供の幸せづくりです。

今回の働き方改革も、目的は先生方の余分な業務を減らしてゆとりをつくり、授業づくりや生徒指導に専念させてあげることです。そして、質の高い授業を子供たちに提供するためにも、学校を地域に開き、地域の方々も学校運営に参加しようとするのがコミュニティ・スクールの発想です。こうした動きは全て国の流れでもあります。

どうぞ、議員の皆様にも実際に学校に入っただき、子供の姿を見たり、先生方と話し合ったりしながら、この投書の内容を確かめていただくとともに、子供も先生もみんなが幸せになる学校づくりに御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） この怪文書、情報が正しくない点多々あります。うわさ話にすぎないような内容で書かれている点もあります。これを確かめるといふすべはないとは思いますが、子供のいじめもほんの冗談から始まると。言われた人は深く傷つくこともあります。教

育現場で絶大な力を持つ教育長ならと考えると、ほんの些細な言葉でもパワハラと受け取られることもあり得ると思います。その本人は、パワハラと認識した教員が、そのはげ口が子供に対して教員の体罰ということになることもあり得るのではないかと思います、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 教師の体罰というよりは、強い指導ということで何件か保護者の方から訴えが教育委員会に入っていることもあります。なかなか自分の授業を変えられなくて、自分の授業に合わない子供たちをついつい叱ってしまうと。強く叱ってしまって子供たちは泣き出してしまったり、苦しんでしまって情報が入ることがあって、校長先生方と指導しているんですが、一番は、私の指導ということではなくて、教室の授業を開いて、先生方みんなでその子をどうしたらいい、どうしたら助けれると考えながら自分の授業を変えていくと、そういった校内の研修を通していくことで、パワハラとかといった問題ではなくて、みずから研修を通して変わってってもらいたいなというふうに思っています。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） 教師の体罰について教育委員会は現在何件把握しているのか。また、その原因はパワハラに対するストレスかどうかということも当然調査すべきだと思います。このような怪文書が出ていると、我々としては、そこら辺までやはりちゃんと精査しなければならぬと思いますが、この教師の体罰の問題、そして、その対処の問題、パワハラに対するストレスのかも含めて、教育委員会として、教育長としての考え方をお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 実は、何年間もその強い指導が繰り返されている先生もありまして、校長先生方と面談しながら続けているんですが、一番は自分の授業を人に見られるのが嫌だと。自分の授業を変えるよりは、やっぱり自分の授業に子供たちが合わせてほしいということがなかなか変わらない。一生懸命やっていたらいいんですが、なかなか変わらない先生方がいます。私たちは、ここが教育委員会のパワハラとどう関係するのかというのを今後検討していきたいと思っていますが、やっぱり長く指導している先生方は、自分の授業を変えにくいということがあって、そこに私たちが変えましょう、変えましょうと言っているんで、それがひょっとしたらパワハラととられているのかもしれない。調査していきたいと思えます。

○議長（石原幸雄君） ここで利根川英雄君に申し上げます。質問の残り時間が少なくなっておりますので、御留意を願います。利根川英雄君。

○2番（利根川英雄君） パワハラによるストレス、それによる体罰ということ。なぜこんな問題を取り上げたかということ、ある学校の同じ学年の子供から、私のほうにそのような訴え

があったわけですから。教師が子供に手を上げているということ、そのような訴えがありました。教育委員会はこれを把握しているかどうか。そしてその原因です。そしてその対処の仕方、どう考えているのかお尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 先ほども話しましたように、そのシーンを見ている保護者の方から教育委員会に訴えがありました。体罰というか、強い指導というような形で捉えています。校長先生と繰り返し面談をしていますが、何年間も繰り返されている先生なものですから、ここを先生方が学び合いながら育って行ってほしいなと思っています。このこと直接私たちがそこにどうかかわるかという、さっきのような施策的にかかわっている、その私たちが進めている施策、アクティブ・ラーニングの授業づくりというものがひよっとしたらプレッシャーになっているのかもしれない。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） 私、保護者から聞いたのではなくて、子供がそれを見ていると非常に恐怖心を持つわけです。ですから、そういうことは絶対に起きてはならないこと。そして、その原因は何かということは、もっと教育委員会としてしっかりと情報収集し、そして対処していただきたい。この点だけ、もう一度教育長の答弁をお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 教員の強い指導については、いま一度しっかりと教育委員会で対応していきたいと思っています。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） 終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で22番利根川英雄君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

午前11時20分休憩

---

午前11時29分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、2番藤田尚美君。

〔2番藤田尚美君登壇〕

○2番（藤田尚美君） 皆様、こんにちは。公明党の藤田尚美です。通告順に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、特殊詐欺防止対策についてであります。

振り込み詐欺を初めとする特殊詐欺は、連日のように被害が発生しており、大きな社会問題となっております。振り込み詐欺を初めとする特殊詐欺は、特に高齢者が標的とされており、老後の大切な蓄えをだましとるという犯罪は決して許すことのできないものであります。特殊詐欺の犯人は、犯行の手口を変化させており、オレオレ詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、振り込み類似詐欺、特殊詐欺を助長する犯罪、さまざまな詐欺犯罪で狙っております。こうした被害者の特徴として60代から80代に集中しております。また、ひとり住まいでこれまで地域とのかかわりが少ない方、情報に接していない方や相談する相手、話し相手がない方などが挙げられております。特殊詐欺被害から市民を守るため、各関係機関とのより強固な協力関係を構築し、市民を詐欺被害から守らなければなりません。

そこで、特殊詐欺の被害状況を伺います。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） 令和元年の8月末時点での牛久警察署管内、これは阿見町も含まれます、のニセ電話詐欺、特殊詐欺被害発生件数は19件で、被害額合計は約2,800万円です。市町村別の内訳については非公表となっております。

参考までに、平成30年中の牛久警察署管内のニセ電話詐欺被害件数は21件、被害額は約3,077万円です。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 特殊詐欺の防止対策について伺います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 市の対策としては、県警が発行している茨城県防犯ファイルを毎月全戸回覧して県内の被害発生状況や対策方法などを発信し、広報紙にはニセ電話詐欺への注意喚起の文章を掲載しております。

また、防犯連絡協議会各分会長様には、各地区ごとの刑法犯認知事件が毎月配信されており、防犯連絡員と交通防災課員が協力して各キャンペーン活動を実施したり、11月にはひとり暮らし高齢者宅への戸別訪問活動も予定しております。

あわせて、市内にお住まいの方にアポ電があった際や県警からのニセ電話詐欺多発警報が発せられた際には、防災無線、かつぱメール、コミュニティエフエムによる一斉情報発信を行っております。

これらの対策の効果を数値で示すことは難しいと思いますが、牛久警察署が把握しているだけで防災無線がことし2件のニセ電話詐欺被害を未然に防いでいることから、その効果が高いと評価をいただいております。以上です。



○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 対策はしている。また、注意喚起を広報紙などでされているということで、次に、さらに対策といたしまして、自動通話録音機の無料貸し出しについて伺います。

これは、振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺被害の未然防止に役立ちます。自宅の電話機に自動通話録音機を取りつけることで警告メッセージが流れ、通話内容を自動録音するため、犯人側に通話を断念させ、被害を未然に防止する効果があります。今この自動通話録音機を無料貸し出しする自治体がふえております。牛久市として、この自動通話録音機の無料貸し出しのお考えを伺います。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） ニセ電話詐欺の防止対策として、家庭の固定電話機に接続して使用する自動通話録音装置につきましては、平成29年度から県の事業で自動通話録音装置貸出モデル事業が実施されております。

事業内容としましては、県が所有する自動通話録音装置を県内の市町村に貸し出し、それを高齢者世帯に無償で貸与し、実際に家庭で使用していただき、ニセ電話詐欺被害を未然に防止するとともに、被害の防止効果をアンケート調査を実施し、検証するというものです。

平成29年度、30年度で6市がモデル事業を実施しております。今年度も県からモデル事業について募集があり、県内3市町村に1市町村当たり50台を貸し出すとのことで、牛久市もこのモデル事業に応募をいたしました。残念ながら承認をいただけませんでした。

牛久市の事業として、高齢者世帯に自動通話録音装置の貸し出しを行うことは現時点では考えておりませんが、モデル事業に参加している市町村に貸し出し状況や効果などを確認してまいります。

今後も警察と連携し、高齢者への詐欺防止の啓発活動やニセ電話詐欺の予兆電話があった際には、防災無線、かっぱメールなどで直ちに注意喚起をしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 牛久市もモデル事業に参加されて、外れたということで、外れた理由というのがわかるのか。あとは、今後モデル事業のまた公募が出た場合、牛久市はどのような対応、応募する考えはあるのかお聞かせ願います。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） 事業に外れた理由というものは公表されておられませんので、こちらでは承知しておりません。

また、今後の募集につきましては、また積極的に応募してまいりたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 注意喚起として、例えば、高齢者対象の市からの郵便物、牛久市の封筒の裏に注意喚起のメッセージを印刷してはどうかと考えますが、お考えを伺います。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） 市から高齢者の方を対象にお届けしている通知などは、御本人が必ず目を通すものでありますので、注意喚起の方法としては有効かと思えます。

つきましては、関係各課と調整の上、前向きに検討してまいりたいと思えます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） それでは、しっかりと前向きな検討をよろしく願いいたします。

次に、教育行政についてであります。

不登校対策、スクールソーシャルワーカーの増員の考え、公立幼稚園の特別支援を要する児童への支援の現状と増員の考え、コミュニティ・スクール設置に向けての進捗状況、4点に分けて質問させていただきます。

まず初めに、不登校対策についてであります。

不登校になる理由は1つではなく、子供によっても、年齢によってもさまざまであります。子供の不登校は、学校での人間関係や勉強の問題、家族間の問題、そして一番の難しさは原因が特定しにくいことにあります。学習障害、自閉症スペクトラムやADHDなどの発達障害と不登校は密接な関係にあります。いじめや嫌がらせについても、発達障害による周囲の協調性の欠如の原因がきっかけになっている可能性は大いにあります。また、最近ではインターネットやゲームなどの影響による生活リズムの乱れも多くなっております。集団行動を苦手とする発達障害にとっては、学校は恐怖の対象にもなり得ます。

そこで、いじめや不登校に対するさまざまな取り組みが行われておりますが、牛久市の不登校児童生徒の現状を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 過去5年間の状況を見ますと、5年前の平成26年度、牛久市には63名の不登校児童生徒がいましたが、牛久市や学校のさまざまな取り組みにより一時期は47名まで減少しました。しかし、昨年度の不登校児童生徒は小学校23名、中学校39名の計62名となり、少しずつ増加している状況があります。

また、不登校の要因ですが、人間関係、遊び・非行、無気力、不安の分類の中で、一番多いものは不安でした。不安の内容としては、友人関係や中学校への進級の不適応、学業不振、部活動への不適応などが挙げられます。また、昨年度新たに不登校となった児童生徒の不登校要因の傾向は、発達障害や集団への不安、担任不信、家庭、特に母親の不安定さなどが挙げられます。

全国的な傾向として、子供の数が減少している中で、外国人児童生徒数の増加していることや障害により特別な支援が必要な児童生徒がここ数年で倍増していること、子供の貧困率も高い水準にあり、不登校数も増加している状況があります。牛久市の不登校の裏側にもこうした問題が反映されているものと考えます。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、学校には行けるけれども教室には入れないという子供もいます。そういった子供たちの学校の居場所として取り組んでいる八王子市高尾山学園に公明党牛久市議団は視察に行っていました。平成16年に開設され、対象は市内の不登校児童生徒であります。学園での教育活動は、学習指導要領に縛られず、一人一人に対応した学習内容や学習方法をするなど心の安定を目指しております。教室にはいろいろ工夫されており、集中力がなくなると、パズルやオセロ、本が置いてあり、気分転換をしながら自分のペースを大事に生活を送り、焦らず、自分の目標に向かっていく姿を拝見しました。

牛久市といたしまして、教室に入れなかった子供たちの学校の居場所について伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 牛久市では、教室に戻すことを考えるだけでなく、学校の中に普通の教室とは異なる居場所をつくり、そこでの学校生活を認めるような仕組みもつくり始めています。現在、牛久一中、三中、南中には、教室に入れなかった子供たちが過ごすことができる部屋が設置され、そこに子供たちが登校し、先生と話をしたり、一緒に勉強したりすることができています。牛久一中ではドリームルームという部屋をつくり、不登校や不登校傾向の生徒、学校生活で不安を感じている生徒の居場所となっています。教員とスクールアシスタント2名が常駐し、生徒の相談に乗ったり、一緒に学習に取り組んだりしています。こうした教室が市内の中学校にふえています。

さらに、図書館を不登校の子供の居場所とする取り組みも進めています。

また、保健室も教室に入りにくい子供にとっての大切な居場所となっています。保健室では、養護教諭が1対1で子供から話を聞いたり、相談に乗ったりしています。また、ほかの友達と一緒に落ちつかない子供の個別対応をしたりしています。保健室の時間を通して子供たちは悩みを解消したり、クールダウンしたりして、また教室に戻って行っています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、学校に行けない子供たちの学校外の居場所として、適応能力指導教室きぼうの広場があります。そこでの職員とのかかわり方を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 牛久市教育センターきぼうの広場の適応指導教室に不登校児童生徒

が通っています。そこでは、専門職員が子供や保護者の心の悩みに寄り添って今後の自立のためのプランを作成していたり、自立のための学習や教育相談をしています。コミュニケーション力等の社会性を高めるために一緒に遊んだり、集団で東京や筑波山に行ったりして、職員と児童生徒、児童生徒相互の交流を深めることも大切にしています。そして、学校復帰や進級、進学、高校受験などに向けて準備をしています。

昨年度、きぼうの広場で不登校についての相談を受けた件数は、本人との相談785件、保護者との相談626件、計1,411件でした。

広場の職員は、児童生徒と一緒に学校へ登校したり、学校で待っていて登校してきた児童生徒を受け入れたりするなどもしています。きぼうの広場だけにとどまらず、不登校の児童生徒に寄り添い、支えながら、学校と連携して不登校の解消や児童生徒の社会的自立を支援しています。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） このきぼうの広場に通うことで状況が改善し、学校に登校できた例がありましたらお答えください。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） ある小学校の児童についての支援では、広場の職員が児童と一緒に登校し、給食を食べることから始め、その後、1時間だけ特別支援学級で過ごすことができるようになり、現在は特別支援学級に入級し、毎日通えるようになりました。また、毎日午前中に広場に通った後、5時間目だけ学校に通えるようになり、夏休み明けから毎日登校できるようになった男子生徒がいます。このように、学校に通えなかった児童生徒が、きぼうの広場のかかわりで不登校が解消した事例が多数あります。大きな成果を挙げています。

昨年度、不登校や不登校ぎみになり、きぼうの広場がかかわった児童生徒の学校への復帰率はおよそ6割です。これは不登校からの学校復帰の困難さを考えると非常に高い数値と考えています。

また、進路については、きぼうの広場に通級している中学3年生は、一昨年度は11名、昨年は6名おり、全員が高校に進学しました。その中には、定時制の高校野球で県大会優勝、神宮球場で関東大会に出場するといった自立した学校生活を送っている生徒もいます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 学校やきぼうの広場にも通えない、特にきぼうの広場は保護者の送迎も必要で、送迎が厳しい御家庭もあるようです。そういった状況の中の子供たち、家庭をどのように対応されているか伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 学校は、家庭訪問や電話連絡を定期的に行い、児童生徒と話したり、保護者から状況を伺ったりしながら本人や保護者に寄り添い、解消に向けて組織として対応しています。

また、学校が家庭と連絡をとることが困難であったり、うまくかかわることが難しかったりする場合には、学校からスクールソーシャルワーカーに依頼が入ります。スクールソーシャルワーカーは、そうした会うことが困難であったり、何らかの問題を抱えた家庭に対して粘り強く家庭訪問を行い、保護者との人間関係をつくりながら保護者と話し合ったり相談したりして、必要な関係機関につないでいきます。時には、児童生徒の安否確認を行うこともあります。

今後も、教育機会確保法やフリースクールの検証もしながら、休憩の必要性や学校以外の場所における教育の重要性なども考えていきたいと思えます。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次のスクールソーシャルワーカーの増員の考えについてお伺いします。

先ほども不登校対策においてはスクールソーシャルワーカーの存在の重要性があるということでした。このスクールソーシャルワーカーは、子供たちを取り巻く環境、例えば、いじめ、不登校、暴力行為等、学校だけでは対応が困難な現状で、そこには家庭環境の複雑化、多様化が増加しており、また、虐待や経済的困窮等もあり、なかなか学校だけでは踏み込めないのが現実にあります。また、特別支援教育や外国人児童生徒への対応でもスクールソーシャルワーカーの専門的観点の支援も求められております。

スクールカウンセラーのように相談室で対応ではなく、教員と共同して課題の解決に当たるところにスクールソーシャルワーカーの特徴があります。今まで担任等が一人で抱えていた問題について、ケース会議で見だてや手だてを共有し、役割分担のもと、チームで解決に当たるための支援を行います。

そこで、平成30年度より配置されましたスクールソーシャルワーカーの人数と勤務内容を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 牛久市では、平成30年度より教育センターきぼうの広場に1名のスクールソーシャルワーカーを配置しています。週3日の勤務で、8時30分から17時15分までが通常の勤務時間ですが、日によっては時間外の勤務を要することもあります。

勤務は、主に広場や学校で面談を行ったり、家庭訪問をしたりしています。例えば、朝に親からSOSの電話を受け、家庭訪問をした後で一緒に登校を支援し、昼間は事前に予約されている面談を数件行い、放課後には家庭訪問をするというように、休みなく保護者や児童生徒の対応を行う一日もあります。今年度は、4月から9月までに19家庭26名の児童生徒に一人

で対応している状況です。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 4月から9月まで19人、26の家庭を一人でスクールソーシャルワーカーの人が動いてくださっているということで、この1名の配置ということで、市内の悩みを抱えた家庭を支援し切れているのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 昨年度、新規で発生した不登校の要因を見ると、DVから避難してきて母子家庭であり、経済的に苦しい家庭を初めとして、家庭の不安定さや家庭の学校教育への意識の低さなど、家庭に要因があると思われるものが少なくありません。

次のような事例があります。ひとり親家庭で子供がなかなか保護者の言うことを聞かない中で、その子供が友達に刃物を突きつけることがありました。それを知った保護者は、自分の子供の養育に自信をなくし、児童相談所に子供を預けることになりました。

また、次のような事例もありました。発達障害を疑われる子供で、これまで保健室など教室とは別の部屋で学校生活を送っていた子供が、担任の先生の献身的なかかわりによって保護者も子供も担任の先生を信頼し、教室で授業を受けることができるようになりました。ところが、友達との交流の中で自分の思うようにならないことがあるとパニック状態になり、自傷行為に及びそうになり、そのたびに授業などが中断しています。それを知った保護者は、自分の子供は学校に通わないほうがいいのかと悩んでいます。

問題を抱えているのにもかかわらず、家庭訪問など学校とのかかわりを拒絶したり、どうしていいかわからず、どこにも助けを求めたりすることができない家庭が少なからずあります。その影響は、不登校など子供の問題としてあらわれることが少なくありません。それは、支援を必要としている家庭なのです。しかし、そういった家庭に支援をしようとしても、初めから支援を受け入れてくれることはなかなかありません。

スクールソーシャルワーカーは、こういった家庭に粘り強くかかわります。こうすべきという指導ではなく、相手の立場に寄り添って共感的に接しながら人間関係を築き、必要な支援をしたり、それができる関係機関につないだりしています。

きぼうの広場に所属するスクールソーシャルワーカーは現在1名ですが、学校からの要請には全て応えて対応を続けています。その成果も上げています。そのため、非常に多忙に負担のかかる勤務を行っているのも実情です。

一方、先ほど示した2つの事例は今年度の事例ですが、現段階でスクールソーシャルワーカーはかかわっておりません。

スクールソーシャルワーカーがかかわることにより改善したり、解決したりする事例はたく

さんあることと考えます。DVや貧困、保護者や児童生徒の発達障害など、家庭の抱える問題が年々深刻化しており、それによる子供の不登校などの問題行動が増加傾向にあります。こうした実態から、今後スクールソーシャルワーカーの増員は必要になってくることと考えます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 今の御答弁で1名という配置ということで、この1件に対して粘り強く対応しなければならないというスクールソーシャルワーカーの支援なんですけれども、私は中学校区に1名の配置が望ましいと考えますが、御見解を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 先ほど述べましたように、支援を必要としている保護者や児童生徒は多数おります。保護者を支援することで、児童生徒にあらわれている問題の改善や解消を図ることができるであろう事例が多数あります。その中には、スクールソーシャルワーカーが有効に働くであろうと考えられるものもたくさんあります。そう考えると、議員御指摘のとおり、スクールソーシャルワーカーを中学校区ごとに配置する考えは有効であると考えます。

一方、中学校区ごとに1名のスクールソーシャルワーカーを配置するということへの早急な対応については、市独自には難しい現状です。国の財政措置によるスクールソーシャルワーカーなどの多様なスタッフの配置促進も検討されておりますので、その状況も見ながら増員の検討もしていきたいと考えます。

本年度から、市内全小中学校がコミュニティ・スクールとなりました。コミュニティ・スクールとなる前から市内の小・中学校、そして、その子供たちは多くの地域の皆様に支えられて日々の学校生活を送ってきました。今後は、各小・中学校がコミュニティ・スクールであることを生かして、地域の子供を地域で支え、育てることがより一層充実するよう、市教育委員会としては支援してまいりたいと考えます。

スクールソーシャルワーカーやコミュニティ・スクールの取り組みなど、児童生徒が幸せに毎日を過ごせるような取り組みを今後も推進してまいります。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 次に、公立幼稚園の特別支援を要する児童への支援の現状と増員の考えについてお伺いいたします。

保育現場において、障害のある子供たちの存在が大きく取り上げております。平成16年に発達障害者支援法が施行されて以来、文部科学省より特別支援教育の充実が強く示されました。発達の困難や特徴に応える支援を行う必要が高い児童が急増し、そのため、クラスに加配教諭が配置されます。牛久市では支援員を配置しております。保育室には、障害があると診断され

た子供以外にも、教員が気になる子と考え、特別支援が必要な子供も存在いたします。支援員は、障害のある子供のみにかかわるのではなく、担任と連携しながらほかの子供も一緒に担当しています。

私は、先日第一幼稚園に1日だけですが子供の様子、保育ボランティアとしてかかわらせていただきました。元気いっぱいの子供たちの中に、さらに元気な子供が数名。支援員はその子に張りつくのが精いっぱいであり、しかし、ほかの子供も先生を求めます。先生たちのチームワークで子供の見守りはスムーズに運ばれてはいましたが、ここにあと数名支援員がサポートしてくれていたなら、もっと手厚い保育ができるのではないかと感じた次第であります。

幼児教育は、単なる遊びだけで一日は終わりません。遊びの中から思いやりの心、協力する大切さ、友達の会話から自分の意見を持ち、話せる勇気が培われる大切な幼児期であります。教員の確保が重要と考えられます。

そこで、特別支援を要する子供の現状として、障害の種類別人数を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 公立幼稚園では、発達障害とされる自閉症スペクトラム、知的障害、集中力や落ちつきのなさ及び衝動性などの特性のADHD、染色体異常によるダウン症などの障害を持つ園児と、外国人で日本語が困難な園児も入園しており、現在各クラス5名前後が支援を要する状況となっております。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 各クラス5名前後ということで、一園10名程度ということで20名、市内には第一幼稚園、第二幼稚園に通っていらっしゃるということで、このクラス5名前後の支援体制の状況を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 公立幼稚園の2園では、基本的には園長、担任、副担任の体制で保育を行い、支援が必要な子供に対応するため、支援員を各園に1名配置しているところであります。

人員といたしましては、第一幼稚園が園長1名、担任2名、副担任3名、支援員1名、用務手1名、第二幼稚園が園長1名、担任2名、副担任4名、支援員1名、用務手1名ですが、全員が常時勤務する状況ではなく、障害の状態が重く1対1での対応を要する園児もおりますことから、手が足りないときは用務手も手伝って全員体制で保育を行っている状況がございます。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 保護者の方から、支援員が足りないのではないかと不安な声が届いております。また、夏ごろ、保護者のほうから園のほうに、その状況で改善してほしいと要望書



も提出されたと伺いましたが、その状況を把握されているか伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 支援を要する園児が入園している現状であるため、現職員だけでは十分な保育支援ができていない状況ではございますが、一方で、支援が必要な子供を持つ保護者が、公立幼稚園を最後の選択肢として選び、入園を希望してくる状況もあり、園といたしましては、可能な限り受け入れをする姿勢で保護者と面談をし、お子さんの状態が落ちつくまで付き添いをお願いすることとして受け入れをしているという状況がございます。そのような中で、保護者の皆様から支援員増員の要望をいただいているところでございます。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 今後、保護者に安心してもらえるために、どのように支援体制を強化していくのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 教育委員会といたしましては、近年、特別な支援が必要なお子さんが特にふえてきている状況が見受けられまして、そのようなお子さんが、小学校入学前に少しでも集団生活になれるための場として、私立幼稚園や保育園ではなく公立の幼稚園への入園を望んでいるということから、公立幼稚園といたしましての役割と責任を強く感じているところでございます。今後も、少しでも多く支援が必要なお子さんの受け入れが可能となるよう、支援員等の増員に努力をしてみたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 公立幼稚園は、支援を要する子供を受け入れていくとのことですが、そうであるならば、入園前の面談等で、療育手帳だけではなく、支援員が必要か、子供の様子をしっかりと保護者から聞き取り、人的確保に努めていくことが重要ではないかと考えます。保護者の中では、面談の際に、このように自分の子供が発達障害ということを書いてしまうと入園を断られてしまうおそれがあるので、話すことをちゅうちょしてしまう方もいるそうです。そうではなくて、安心して入園できることを大前提の上で聞き取りをするということをしかりと周知することも必要ではないかと思いますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 園のほうで障害を持っている、もしくは障害と思われるような特徴があるお子さんの入園が希望するという状況では、当然保護者の方とお話をする際に、ほかの保育を行う担任や副担のほうがお子様の状況を十分確認をさせていただいて、そのお子様の特徴というものをなるべく、短い時間ではありますけれども、捉えるようにしております。当然、入園の可否を決定する際には、そういう情報なども十分我々にも報告書として上がった上

で入園を許可しているという状況がございますので、先ほども答弁いたしましたように、なるべく最後のセーフティーネットと申しますか、そういう状況でもあるという位置づけも考えますと、なるべく多くの園児を受け入れると。また、受け入れに際しては、なるべくそのお子様の状態を理解した上でやっていく必要があるだろうというふうな考えのもとで受け入れてまいりたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） それでは、さらに支援体制強化をよろしく願いいたします。

次に、コミュニティ・スクールについてであります。

コミュニティ・スクールは、学校運営に当たり、保護者や地域の皆様の参画の仕組みとして、それぞれの立場で主体的に地域の子供たちの成長を支えていく学校づくり、地域コミュニティづくりを進めていくのが目的であります。

そこで、牛久市のコミュニティ・スクールの目的を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 本市の学校教育は、一人残らず質の高い学びを保障する学校づくりを教育理念として掲げ、授業づくりを核とした学校づくりを推進しています。子供たちの1日の多くの時間を占めるのは学校生活であり、学校生活の大部分は授業であります。この授業を通して子供たちを支え、授業によって子供たちの学力と、いじめや不登校などで子供たちが抱えるさまざまな心の問題を未然に防止したり、早期解決を図ったりすることによって、学校に子供の居場所をつくってあげようとするものです。

また、教師もともに学び合うことで同僚性が高まり、資質も高まると考えました。

さらに、保護者も地域もともに学び合う学びの共同体の学校づくりを進めることで、子供たちは市民性が高まり、将来のよりよき市民になってくれることを期待しています。

来年度には小学校、再来年度には中学校で完全実施される新学習指導要領は、地域に開かれた学校の改革を求め、学校教育の中核となる教育課程について、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標を学校と社会が共有しようとしています。そのためには、学校においてどんな力を育てるのか、どのように学ぶのかを明確にしながら、社会と連携・協働するという社会に開かれた教育課程が目指すべき理念として位置づけられています。これはさきに述べた、本市が目指してきた将来のよりよき市民を育てるといった市民性を高める教育と同一のものと考えます。

さて、本市では、これまでも保護者や地域の皆様に御理解、御協力を得ながら、子供たちの教育を実践してまいりました。例えば、多くの学校で御協力いただいている登下校の見守りボランティアや草刈りなどの奉仕作業は、教員が子供たちに向き合う時間を生み出し、大きな助

けとなっています。稲作体験やサツマイモづくり、しめ縄づくりなど、たくさんの皆様のさまざまな御協力を得て子供たちに多様な体験の機会を与え、子供たちの豊かな心を育てています。

牛久小や牛久二小では、毎年地区社会福祉協議会の皆様の御協力により、防災探検隊として子供たちが地域を実際に歩き、危険箇所を見つけたり、考えたりしながら、地域を見詰める学習を行っています。牛久三中では、地域の清掃作業やお祭りに参加したり、区長の皆様の話を子供たちが聞いたりして、地域の課題を考える学習を行っています。

放課後カップ塾や土曜カップ塾でもたくさんの地域の方に御協力いただいています。奥野小の土曜カップ塾では英語の学習を行っていますが、ここでは地域の方も一緒に学んでいます。

こうして地域の方に支えられた子供たちの学習が地域の皆様に広がっていくことで、地域が子供たちを支え、学校を支える力につながっていくと考えます。このような取り組みを新しい学習指導要領が求める学力につなげるためには、地域の教育力、教育資源をこれまで以上に活用できるようにしなければなりません。そのために、本市の全小中学校をコミュニティ・スクールにしました。学校と保護者、地域の皆様とともに、子供たちにつけるべき資質・能力を共有しながら、一体となって学校づくりを進めていきたいと思ひます。

一方、教師の働き方改革も進めなければなりません。教師が本務である授業づくりや子供と向き合って相談活動ができるような時間を生み出してあげるためにも、この制度は有効と考えています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） それでは、進捗状況を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 本市では、今年4月より市内全校をコミュニティ・スクールとスタートさせ、学校を地域に開いています。

平成28年度からコミュニティ・スクールとなった奥野小と牛久二中は、合同でコミュニティ・スクールの実践を進めています。今年度から、授業支援部、安心安全部、地域連携部、事務局の4つの部局に分かれて実践しています。台風15号で落ちてしまったリンゴを拾い集める作業を通して、災害について学ぶことができないだろうかという授業支援部からの提案を受け、1年生の総合的な学習の時間において実践するなど、体験活動にとどまらない地域から学ぶ活動について協議されています。

また、コミュニティ・スクールの母体となる学校運営協議会では、開催通知や議事録の作成を事務局内で行うことにより、校長や学校が主体である学校運営協議会から、主体性を持った学校運営協議会へ進んでいます。

牛久一中では、職場体験学習の体験先の設定や夏休み中の職場体験学習そのものについて学

校運営協議会をお願いをしました。これらにより、教員が子供に向き合う時間をふやすことができました。

岡田小では、学校運営協議会から先生方に、手伝えることはありませんかとアンケート調査が実施されました。学校が議題等を出して実施されてきた学校運営協議会から、主体的な活動に変わってきています。

学校や地域により課題もさまざまであり、コミュニティ・スクールになってからの期間もさまざまでありますので、その実施のあり方や協議の内容も多様であるのが現状です。一方で、コミュニティ・スクールになった期間が長いほど学校との相互連携が図られており、各校の学校運営協議会が今後充実した活動になっていくであろうことが期待されます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 台風でリンゴを拾っている子供たちの様子がSNSで投稿されておりまして、私も地域の中で手伝うこの子供の姿の様子、とてもすばらしいなって、地域と一緒にかかわっているなっていうことを拝見させていただきました。

学校は、全ての子供が自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培う場であり、子供にとって学校は生活の一部と言える場所であります。このことは地域から見れば、学校は地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所ということであり、重要な役割を担っております。社会総がかりでの教育の実現を図る上で、全ての学校が地域社会の中で役割を果たし、地域とともに発展していくことが重要であり、全ての学校が地域とともにある学校となることを目指して取り組んでいくには保護者への理解は大事であります。今後、コミュニティ・スクールをどのように進めていくのか。また、保護者への理解と周知はどのように努めていくのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） これまでのように、学校の中だけで教師だけが子供に教えるのでは、子供たちにこれからの予測困難な時代を生き抜く資質・能力を身につけることはできません。学校を地域に開き、地域の皆様とともに、子供たちにとってよりよい学びの場をつくっていく必要があります。そのために、学校は、子供たちに求められる資質・能力や学び方を地域の皆様にわかりやすく説明する必要があります。

目指す資質・能力とは、学びに向かう力や人間性、知識理解、思考力や判断力、表現力の3つです。これをアクティブ・ラーニングといった主体的で対話的な深い学びの学習過程を通して身につけていくこととなります。

今、多くの学校が地域の皆様の協力を得て学習を進めています。例えば、牛久南中学校では、地域防災の学習を行い、夏休みに有志の子供たちが区長さんにお話を聞いて学びを深めました。

地域課題の解決に少しでも子供たちの力が役立ち、地域の方から感謝されることを通して、学ぶための原動力を得ることができ、地域に支えられたすばらしい学習活動であると考えます。こうした地域課題を生かした学習内容を全ての子供たちに提供することを目指しています。

そのためには、地域の問題や課題、教育資源に精通した地域の皆様に、学校運営協議会の場で、学校とともに子供たちに身につけたい3つの資質・能力について共有し、子供たちがどのように学ぶとよいのかをともに考えることができるようにしたいと思っています。

また、学校には、いじめの問題や虐待、日本語を全く話せない子供など、さまざまな問題があります。これらの問題は、学校だけでは解決できないものもたくさんあります。しかし、全ての子供に幸せであってほしいと願うのは、学校も地域の皆様も同じかと思えます。学校運営協議会委員の皆様には守秘義務がありますので、こうした学校だけでは解決できないさまざまな問題に、地域の子供は地域で育てるという考えを持って学校運営協議会が議論されるようにしていきたいと考えます。

一方、教師の働き方改革が保護者や地域に十分に伝わっていない状況もあります。地域総がかりで子供たちを育てることで、学校や先生たちが子供たちにかかわらなくなってしまうのではないかと不安を抱えている声もあります。

コミュニティ・スクールを通して学校と地域が連携することで、教師がじっくりと教材研究を行い、よりよい授業をつくることや子供と向かい合う時間を確保することで、一人一人を大切にしたり手厚い支援を行うことができます。

これからの時代を生き抜くための資質・能力を身につけるためには、子供たちが地域のさまざまな課題とつながり、教科書の枠組みにとらわれない学習や答えのない問題に挑戦することの意義を伝えていかなければなりません。

市教育委員会や学校がホームページや広報紙等で伝えていくことはもちろんのこと、学校運営協議会委員の皆様を通して保護者や地域に伝えていくことが望まれます。

これからもコミュニティ・スクールであることを各学校が十分に生かし、学校を開き、地域とともに子供たちを支え、よりよき市民を育てることができるよう、市教育委員会といたしましても支援してまいりたいと考えます。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 地域の中で地域の子供を育てる。また、その周知、コミュニティ・スクールは広報紙等で行うということで、今までの教育現場においては、とても先生方、手厚く子供たちを支えて、見守っていただいた中で、このコミュニティ・スクール、地域で育てるところに少し保護者が不安に思っているところもありますので、例えば、家庭教育学級とか授業参観等の時間を使いながら、コミュニティ・スクールについて、学校の中の本部PTA

まではよくお話は聞きますけれども、またそこからの保護者への対応というのがなかなか難しい面もありますので、しっかりと進むべき道という、教育というところを、しっかりと保護者に周知をしていただきたいと思います。

最後になりますが、教育長にお尋ねをしたいことがあります。子供たちを取り巻く環境は、本当に先ほどから、いじめ、不登校、貧困、虐待、さまざまな環境の中で子供は生きております。今なお、どこにも居場所がない子供たちも牛久の中にはおります。そのような子供たちを取り巻く環境を教育長はどのようにお考えになられているのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 先ほどの利根川議員の続きになるかもしれませんが、私は荒れた中学校を何度も経験しています。授業中に歩く、窓から出入りする、後ろのロッカーに座って授業を受ける、授業中に野球のキャッチボールが始まる、バドミントンが始まる。先生が注意すると先生に向かってくる、力の強い先生が注意すると出ていってしまって廊下の掲示物を破く、トイレの壁に穴あける、天井に穴あける、便器にはトイレットペーパーを詰まらせて流れないようにする、夜はガラスを割る、物を盗む、そういったことを何回も繰り返してきました。

私は校長時代も、子供と争っている先生がいて、子供が飛び出していくんですが、何で助けてやれないのかなと言うと、校長先生無理ですよと。あの子は中学2年生になって九九もできないんです。5の段までしかできないのに、何で教室で学ばせられるんですかってその先生は言いました。私は、それでも何とかしようよ、それでも助けてやろうよって、繰り返し繰り返し年中言っていたので、先ほどのパワハラというのはそんなところから出てくるのかなと思ってもいますが、繰り返し繰り返し先生方に言っていた結果、先生方が見つけた答えは、子供を助けるのは子供かもしれない、子供を学ばせる力があるのは子供かもしれないということに先生方は気づきました。そこで、グループをつくっていく中で、その飛び出した子は女の子の優しさで教室に入ることができたし、障害があって多動の子は、隣の女の子が授業中いつも背中にちょっと手を置いておくだけでその子が落ちつきました。そういうのを考えると、やっぱり優しさとか、つながりとか、思いやりとか、そういったものが学校を変えていくのかなと思っています。

先ほど、不登校も3番目の要因は担任不信が不登校の要因になっちゃっています。何人もの子供たちが担任の先生の言動や授業づくりの中で飛び出しちゃっているという現状がありますので、先生方と市がより一層つながりなくちゃいけないかなと思っていますが、基本は、子供たちもつながり、先生たちもつながり、地域もつながることで子供たちを救ってあげたいと思っています。もう虐待などは、もう半年間で去年1年分を突破しています。子供たちは家にも居場所がないような状況です。せめて学校にだけは居場所をつくってあげようと思っています。

が、家に居場所がない子供たちをどうするんだということを考えたときに、なかなか難しい問題だと思っていて、これをコミュニティ・スクールではないですが、地域とつながりながら地域で救ってあげられないかなと思っていて、訪問型家庭教育学級みたいなものもやってみようかなと今取り組んでいるところでありますが、学校だけでなく、地域でも、子供たちがみんな幸せになってくれればいいな、困っている子供、手のかかる子供は助けてあげなくちゃならない子供だということをみんなで共有してきたらいいなと思っています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 子供たちと子供たちの真ん中には教師がおりますので、その先生方のしっかりとしたつなぎの部分の、また先生自身が心の教育を受けていただきながら、子供たちに寄り添っていただきたいと思っております。

居場所のない子供たち、本当に牛久の中にも多くおまして、どこに居場所をつくってあげたらいいのだろうか、今教育長、地域の中というお話もありました。しっかりと教育委員会一致団結していただきまして、この子供たちに充実した支援策を導いていただきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で2番藤田尚美君の一般質問は終結いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時20分といたします。

午後0時23分休憩

---

午後1時23分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

市長提出議案第58号の1件、陳情第7号の1件が提出されましたので、報告いたします。

また、陳情第7号につきましては、内容を十分検討の上、考慮されますよう、お願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2、議案第38号ないし日程第20、議案第56号の19件及び日程第21、認定第1号の1件、日程第22、決議案第1号の1件を一括議題といたします。

○

議案第38号 牛久市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例について

議案第39号 牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例について

- 議案第40号 牛久市森林環境譲与税基金条例について
- 議案第41号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 牛久市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 牛久市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第53号 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第54号 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第55号 物品購入契約の締結について
- 議案第56号 物品購入契約の締結について
- 認定第1号 平成30年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について
- 決議案第1号 会計年度任用職員の処遇改善を求める決議について

○議長（石原幸雄君） これより、議案第38号ないし議案第56号の19件及び認定第1号の1件、決議案第1号の1件について順次質疑を許します。

質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。質疑発言は、自己の意見を述べることができないことは言うまでもなく、内容を的確に捉え、議題に関して明瞭、簡潔に、その範囲を超えないようお願いをいたします。また、答弁に際しては、的確かつ簡素、明瞭にされるようお願いをいたします。

なお、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑をされますよ



うお願いを申し上げます。

初めに、議案第38号についての質疑を許します。14番杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 議案第38号について質疑いたします。

第6条でフルタイムの会計年度任用職員の規定があるわけですが、確認の意味でお聞きいたします。今、牛久市では、フルタイムの会計年度任用職員に該当するであろう人数というのはどの程度考えているのかお聞きいたします。

それから、パートタイム会計年度任用職員であります、1日7時間半のパートの人数というのがどの程度あるのかお聞きいたします。

それから、第7条、週休日を別に定めているという職員がどのような職種の職員なのか。また、どの程度いるのかと想定しているのかお聞きいたします。

さらに、第8条の代休日に関する規定があるわけですが、非常勤職員の休日出勤に関する規定というものは今あるのかどうか。ここに改めて、代休日という休日出勤のことに規定があるわけですがけれども、これは、これから会計年度任用職員には休日出勤を大いにやらせようというふうな趣旨なのかどうなのか。その点について質問をいたします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 数点の質問にお答えします。

まず、フルタイムの人数につきましては、現在のところ考慮の中には入っておりません。ゼロということです。

7時間30分の勤務が、今新たに会計年度任用職員として採用すると、パートタイムでの任用ということを考えております。

それと、週休日、第7条の週休日なんですけれども……（「パートタイムの、7時間半のパートタイム」の声あり）

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。（「答弁漏れだったので」の声あり）答弁漏れを指摘してください。

○14番（杉森弘之君） それの大まかな人数。

○総務部長（植田 裕君） 済みませんでした。

7時間30分のパートタイムの想定している人数としましては、募集する数ということなんで、今、現場で雇用されている一般職非常勤職員の数と同等ということで想定しております。200人を超えるぐらいです。済みませんでした。

それと、第7条の週休日なんですけれども、土日の振りかえということで、想定されているのが運転手、また外部施設に勤務する非常勤職員です。それと、シフト勤務を行っている職員ということです。

それと、休日について、休日勤務については、やむを得ない場合の勤務を想定しております。大いにやってもらおうとか、そういう考えではございません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） ちょっと答弁漏れは、非常勤職員の休日出勤に関する、現在規定があるのかどうかという。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 新たに会計年度任用職員として今回条例を定めるわけなんですけれども、現行の一般職非常勤職員については、休日ということで明確化しているかどうかというのはちょっと今確認できないんで、後ほどお知らせしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（石原幸雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第38号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第39号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第39号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第40号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第40号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第41号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第41号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第42号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第42号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第43号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第43号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第44号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第44号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第45号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第45号についての質疑を終結いたします。  
次に、議案第46号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第46号についての質疑を終結いたします。  
次に、議案第47号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第47号についての質疑を終結いたします。  
次に、議案第48号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第48号についての質疑を終結いたします。  
次に、議案第49号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第49号についての質疑を終結いたします。  
次に、議案第50号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第50号についての質疑を終結いたします。  
次に、議案第51号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第51号についての質疑を終結いたします。  
次に、議案第52号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第52号についての質疑を終結いたします。  
次に、議案第53号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第53号についての質疑を終結いたします。  
次に、議案第54号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第54号についての質疑を終結いたします。  
次に、議案第55号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第55号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第56号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第56号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で認定第1号についての質疑を終結いたします。

次に、決議案第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で決議案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第23、議案第58号を議題といたします。



議案第58号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） 現在上程しております議案に加えて、本日1件の追加議案を上程いたします。

議案第58号は、令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）でありまして、既定の予算額に1億4,516万4,000円を追加し、予算の総額を312億7,097万6,000円とするもので、歳入歳出予算につきまして補正するものでございます。

本件は、国指定重要文化財を含む牛久シャトーを利活用する目的に第三セクターを設立するための予算措置で、第1表の歳入歳出予算のうち、歳入といたしましては、雑入として、オエノンホールディングス株式会社から牛久シャトー全体管理費の一部として負担金年額を1,200万いただくうち5カ月分500万円を、また、第三セクターが設立した後、牛久市が第三セクターに牛久シャトーを貸し出す賃貸料としての月額462万円からの5カ月分2,310万円の計2,810万円を計上するもので、また、今回の補正予算調製に伴い、不足する財源を財政調整基金から繰り入れるものでございます。歳出といたしましては、オエノンホールディングス株式会社から牛久シャトーを借り上げる賃借料2,310万円、第三セクター立ち上げに要する出資金9,500万円、第三セクターの会社登記のための申請を司法書士に委託するための委託料38万4,000円、第三セクター設立までの牛久シャトーの維持管理に要する費用を一時同社が立てかえるための経費清算金として2,391万9,000円など、約1億4,516万4,000円を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要であります。詳細につきましてはお手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第58号についての質疑を許します。21番遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） それでは、58号について若干質問をしたいと思います。

今、市長の説明でもございましたが、牛久シャトーの管理運営、そういう問題につきまして第三セクター云々という御説明がございました。

1つには、これからのことになると思うんですけれども、オエノンの職員、この方たちがいらっしゃると思うんですが、10月で撤退、このような情報も届いています。そうしますと、11月からのこのシャトーの管理はどうなっているのか伺います。

それと、これからということになるかと思いますが、新役員になる方、この方の運営計画、それと決意などはどのようになっているのか伺います。

それと、初年度の運営費用として9,500万円の出資ということがございます。この運営費用の中に、資本金としての取り崩しを考えていかれるのかどうかを確認いたします。

それと、例えば、初年度の経営で財政運営が赤字になった場合、黒字になった場合、どちらを想定しているのかを伺いたいと思います。

以上、4点です。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず一番最初です。11月からというお話がありました。今回の補正予算を議決いただいた後、オエノンホールディングス株式会社と賃貸借契約を締結することになります。締結後は市の管理というふうになってございます。オエノンホールディングス株式会社は、市が管理することになった場合には当然オエノンはもう撤退するということになります。ですから、賃貸借契約がいつ締結できるかというところが大事になってくるのかなというふうに思っております。

2つ目の新役員の決意というふうなお話がありました。現在はまだ決まっておりませんが、当然、社長就任の際は決意を語っていただくことになると思います。当然、今決意を持っている方を選定しているというところでございます。

それから、3点目の初年度の運営費用ということなんですけれども、こちらは、初年度の運営費用というのは、当然資本金、それからオエノンホールディングス株式会社から一部管理費として毎月100万円というお話ありますので、そういうものを充てて運営していくということになっております。

最後の赤字か黒字かというお話がありました。こちらにつきましては、最初厳しいとはもちろん思いますけれども、初年度から、できれば黒字化できるようにしたいと思っております。黒字化できるように最大限の努力をしていくという決意でございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 遠藤憲子君。

○21番（遠藤憲子君） 今、部長の答弁ございました。この賃貸借契約はいつごろ、20年ということを言われておりましたが、いつごろ契約を締結される予定なのかを伺いたと思います。先ほど11月からの管理ということでは、今こちらの補正予算のほうでは、管理についてはシャトーの管理費2,391万9,000円は載っています。これはたしか11月から3月までの分をこの中に組み込んでいるんじゃないかと思いますが、その辺をもう一度確認をしたいと思います。

それと、新役員になられる代表の方の決意ということなんですが、この方はいつごろ公表できるのか、その辺を伺います。

それと、資本金としての取り崩しの中、この出資金も含めて、それからオエノンさんのほうから幾らか入るといことなんですが、この初年度の運営費用、これで全て賄えるのかどうか、その辺の考えを伺います。確かに初年度の経営につきましては、大変厳しいものではないかというふうにこちらも見えておまして、そういうようなことについて、市はどこまでかかわっていかれるのか、その辺を伺います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

まず、オエノンさんとの契約がいつになるかということですが、この補正予算が成立した後であれば、もういつでもということではもちろんあるんですけども、今オエノン、牛久市双方で契約書の案をつくりまして、その内容を精査しているところでございます。ですから、この議決をいただいた後で、できるだけ早い時期にということでは当然お互いに思っているところですので、今回の今の補正予算というお話がありました。この予算は、11月から最大で3月までの5カ月間、最大で見えております。ですから、一番早ければ11月というふうに思っております。

それから、新役員の公表をいつできるのかというお話です。こちらは、もちろん話がつけばいつでもなんですけれども、当然相手のこともございます。相手もいろいろ今ちょっと事情を抱えているということは当然ありますので、それらが解消したときということになるかと思っております。済みません、ちょっとあやふやな言い方で申しわけないですけども、なるべく早くというのが我々も思っているところでございます。

それから、資本金の取り崩しというところがありました。運営費、当然運営費、資本金をそ

の運営費に充ててもらおうということは当然でございます。それと、先ほど申しましたように、オエノンさんからの毎月100万円の管理費の一部ということでいただけることになりますので、そういうものも充ててもらおうということです。当然初年度は、今遠藤議員からありましたように、かなり厳しいだろうというところ、それは我々も思っております。そうはいいましても、株式会社でございますので、やはりある程度利益の追求はしていただくことになりますので、そういうところも含めまして、この中でその運営をやっていただくということになります。以上です。（「答弁漏れ」の声あり）

○議長（石原幸雄君） 自席で答弁漏れを指摘してください。

○21番（遠藤恵子君） 市はどこまでかかわれるのかということです。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 大変失礼しました。

市のかかわりということでございます。当然、市が99.何%という形で出資する会社でございますので、当然市はかかわっていきます。その中で、そうはいいましても、やはり独立した株式会社を設立するわけですので、まず、その株式会社が一般の民間企業と同じような形できちんと利益を得て、運営していくというのが基本だと思います。先ほど遠藤議員からありましたように、最初厳しいというのは我々も重々承知しております。やはり市としてのかかわりは当然あるんですけれども、要するに、お金として援助していくというよりは、まず、その新会社がある程度その中で運営をしていただくということになってございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） ほかにありませんか。18番市川圭一君。

○18番（市川圭一君） 1点だけちょっと確認のために質問をさせていただきます。

さきの9月27日の全協及び10月7日の中の資料で、9月27日の中で今遠藤議員からありましたが、市主導で設立することが望ましい、そしてこの今回のシャッターを利活用するという形で1億4,516万4,000円が計上されています。10月7日の収入収支ということで、支出の中では4億7,692万というふうになっています。約3億の開きが最終的には出てくると思うんですが、これ途中で、やはり今の1年目でなかなか収支上げるのは、これはどの商売も難しいと思うんですが、途中でまた補正を組んで出資をするということはあるのかどうか、その1点を確認したいと思います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

まず今、今回58号で補正予算を組ませていただいたのは今年度分、3月までの補正予算ということで、これだけの予算を組ませていただきました。

それで、途中でまた出資があるのかというような御質問でございます。こちらは、最初に、

前の全協のときにもお話しさせていただいたと思うんですが、出資金が1億を超えますと大企業の扱いになってしまいます。あくまでも中小企業の中で我々いきたいと思っておりますので、今回9,500万という出資金を上げさせていただきました。ですから、基本的に途中で出資金の補正みたいな形はないというふうに思っているというところでございます。

○議長（石原幸雄君） 市川圭一君。

○18番（市川圭一君） そうすると、市主導でやるということですが、もし3月末ということで、3月はちょうど桜の、末は桜の時期で一番書き入れどきかなとは思いますが、シャトーとしては、ただ、それまでの間に資金がショートした場合というのは、どういうふうにお考えをしているのかお聞きします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

資金のショートがないようにということで思っているところではありますけれども、当然この資本金であるとか、オエノンさんからの先ほど言った100万円の管理費、こういうのでまず運営をいたします。その中で、例えば、資金調達みたいところは、やはり株式会社、一般の企業と同じだと思っておりますので、例えば、そういう場合になった場合には、そのほかと同様に、銀行等の金融機関から借入れをしてもらうというふうなところになってくるかということでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） ほかにありませんか。22番利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） 今回の補正予算に当たっての問題点、事前に通告はしてありましたが、その以後幾つかふえましたので、答弁漏れのないようにしっかりメモしていただいて。

1つには、株式会社で運営するという。その有意性は何なのかということが気になります。公益財団法人、公益社団法人、一般社団法人やNPO法人などもあります。それらの中で株式会社にする有意性というものをお尋ねします。法人なら寄附金ももらえるし、また剰余金の配分もないということなので、この点について株式会社での有意性についてお尋ねします。

2つ目には、地方自治体の行財政運営です。これは単年度決算であります。行財政計画は総合計画、基本計画、実施計画に基づいて地方自治体は運営をされております。今回の問題についてそれがほとんどなく、役員も決まっていな中での出資は、議会として責任は持てないと私は考えますが、その点についてどうなのかお尋ねをいたします。

それと、運営費用の問題ですが、資本金を取り崩すということですが、毎年赤字が続けば9,500万円というお金はすぐなくなってしまいます。すると、部長の答弁ですと、銀行から借りるということがありましたが、この会社自体財産も不動産もない中で、銀行は実際にお金を貸し出すんですか。貸し出すとすれば、その根拠をお尋ねします。



また、市のほうが保証人になって金を借りるということもあり得るかなとは思いますが、そしてまた、市の負担、赤字分については出資金じゃなくて、例えば、一般会計や特別会計から出すような考えというものもあるのかどうかお尋ねします。

それと、これまでオエノンとの交渉をしてきたと思いますが、市役所のどの部門が交渉に当たってきたのかお尋ねをいたします。それと、この契約について、市長は何度この問題についてオエノンと直接交渉を行ったのかお尋ねします。

そしてまた、契約年月日ですが、議会最終日は10月28日です。これで議決されたとしても、当然もう11月になるのではないかと思うんですが、その辺の日程的なものはオエノンとの交渉の中で全くされていないのかどうかお尋ねをいたします。

そして、先ほどの赤字の問題についてですが、借入れができない場合これはどうするのか。以上について質問をいたします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） それでは、利根川議員の幾つかの御質問にお答えいたします。

まず、株式会社の運営ということで、その有意性という御質問でございます。今回の第三セクター設立については、熟慮の上、選択したというものでございます。当然、財団法人、先ほど利根川議員からありましたように、NPO法人云々というのがあったかと思うんですけれども、そちらは基本的に本施設の運営にはそぐわないというふうに判断をしたところでございます。例えば、財団法人というお話が今ありましたけれども、こちらは原則非営利であるというところ。それから、営利行為ももちろん認められておるんですけれども、この牛久シャトー、本施設につきましては、施設全体の保存のために営利事業により事業費を賄いたい。要するに、もうけを出して、それを管理運営費に充てたいというふうに思っております。さらに、収益を上げていくこととしておりますので、設立趣旨が財団法人等とはちょっと異なるんじゃないかというふうに思っております。

それから、単年決算ということで、総合計画とか、実施計画にあるのかというところでございます。こちらにつきましては、今現在、牛久市第3次総合計画後期基本計画、こちらは第2章の教育文化の第5節で、伝統文化の継承と市民文化の創造というものをうたっております。文化遺産の保存を施策としておるわけでございます。今回は突発的なこと、そういう事業ではありますけれども、この市の方向性には合致しているということでございます。

それと、運営費、赤字が続けば銀行から借りるのかという今お話がありました。基本的には、一般の民間企業と同じという意味でお答えをさせていただいたところでございます。ですから、貸し出す根拠云々というのは、特にこういうものだというのではなくて、一般の企業と同じなんですよという意味でお答えをさせていただいたところでございます。

それから、市の保証人があればというお話がありました。当然、牛久市としまして、この新会社を設立する目的というのは、もうこれは何回もお話しさせていただいていると思うんですけども、まず重要文化財である牛久シャトー、こちらをきちんと管理、保存、それから活用をしていきたいということ。それともう一点は、レストラン等を開いて、今までのにぎわいを取り戻すということでございます。そういうことをするためにこの新会社を設立したいということで、今回提案をさせていただいております。もちろん、できる限りの支援をしていくというのは重要なことだと思っております。

それで、一般会計、特別会計から出すのかというお話もありました。基本的には、今のところはそういう想定はしていないということでございます。

それから、オエノンとの交渉はどの部門で行っているかということなんですけれども、もとも牛久シャトーのかかわり、管理ということで、我々の環境経済部、それと、重要文化財がその上に乗っているということで教育委員会部門、文化財部門です。こちらがありますので、両方でそういうオエノンさんとの交渉をしているということでございます。

続きまして、市長が直接交渉をということ、何回行っているかということが今ありましたけれども、我々担当で、向こうももちろん担当が来ておまして、それぞれ交渉の内容を確認して、それぞれにトップまで持ち帰っております。当然、副市長、市長、それからオエノンさんでいえば社長です。その確認をとってということは何回も何回も繰り返しておりますので、そういうところはそのとおりで思っております。

それから、10月28日の議決、これは最終日ということだと思っておりますけれども、その後の日程ということですけども、もちろん先ほども申しましたように、この補正予算の議決をいただいた後は、オエノンさんと最終的に賃貸借契約を結びたいというふうに思っております。その内容も今精査をしているところでございます。それができましたら、もうすぐにでも内容を確認、お互いにです。オエノンさんと牛久市と内容を確認次第、きちんと契約を交わしたいというふうに思っております。その契約を交わしたら、今度牛久市が管理していくということになります。

最後に、借入れができなかった場合というようなお話がありました。こちらも、これも、済みません、繰り返になってしまうかもしれませんが、まず、嘆願書と市民の皆様からの署名をいただいたところが、牛久シャトーをこれまでどおり守ってほしい、それからにぎやかさを取り戻してほしいというお話がございました。そうするにはどうするかということで、一番我々が、みんなで考えた結果が第三セクターの設立ということになっています。借入れできない場合ということですけども、これも先ほど申しましたように、一般の会社と同じだというふうに思います。ただ、牛久市ができる限りの支援というのがどういう形になるか、こ

れはちょっと、済みません、今のところの想定はしておるわけではないんですが、牛久市が99%以上出資している会社ということになりますので、そういう支援もしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） 株式会社の有意性というのはよくわかんないんですが、まず利益を上げるということを盛んに言われました。そしてまた、今までのにぎわいを取り戻すと。今までのにぎわいは赤字だったんです。そうしますと、これから先、今までのにぎわいの赤字を続けていくということになるわけで、そこら辺のところははっきりしないです。今までのにぎわい以上、倍以上をやっていかなければ黒字にはならないんじゃないですか。今までのにぎわいじゃないでしょう。そこら辺のところははっきりしないから、新しくなる役員の方、そしてまた運営計画をはっきりしろと言っているんです。全くはっきりしないです。今までのにぎわいなら赤字なんです。この赤字をどうするかというのはしっかりと議会で説明しないでどうするんですか。この点についてお尋ねします。

それと、2番目の地方自治体の行財政運営の問題、私が聞いていることと答弁違うわけです。地方自治体というのは、総合計画、基本計画、実施計画。総合計画に始まって、最後の3年の実施計画ということで、地方自治体は単年度決算で運営をやっているんです。計画に基づいて地方自治体はやっているんです。それを計画も何も無い中に1億にもなるようなお金を出資するという。もっとちゃんと説明しなければ理解できないです。そしてまた、議会では責任持てないです。毎年、これまでのにぎわいを取り戻して、赤字続きで、それでは地方自治体議会としての責任は持てないと言わざるを得ないんですが、その点について。

それと、民間と同じだと言いますが、民間はそれなりの資産を持って金を借ります。今度の株式会社、何か資産あるんですか。何か担保にお金を借りられるような現状があるのか、その点についてお尋ねをいたします。

それと、オエノンとの交渉はどの部門かということになりますと、担当課、教育委員会と産業建設のほうということですが、最終的な詰めはどちらでやるのか、これまでの経緯をちょっと、担当課のほうと一緒に交渉してきたのか。それとも教育委員会と経済部門のほうは別々に交渉してきたのか、お尋ねをいたします。

それと、市長は何度この問題について交渉したのかというと、今の答弁ですと、オエノンとの社長も含め、一度も行っていないというふうに聞こえたんですが、これは確認の意味でよろしいでしょうか。

それと、赤字の資本金からの取り崩し、赤字が続けば、この9,500万円というのはそれなりに数年でなくなってしまうと思います。それと、オエノンから来る重要文化財100万円

云々の問題ですが、これ、社長と取締役等含めて、この人たちの給料で終わっちゃうんじゃないですか。運営費用にはならない。人件費で終わっちゃうんじゃないですか。人件費に使えば重要文化財の維持経費には使えないことになっちゃうんです。言っていることとやろうとしていることがちぐはぐなの。こういうことで議会で承認を得て、議会に責任をとれと言われても、私たちは甚だ疑問に思うわけであります。その点について再度お尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

まず、一番最初の株式会社の有意性というところでございます。これもちょっと繰り返しになってしまうかと思うんですが、やはり利益を出して、その利益を出したのものとして、その管理費等々を賄いたいというふうに思っております。利益を出すのがやはり株式会社というところで考えたわけでございます。

あと、今利根川議員からありましたように、今までと同じではだめだというお話がありました。もちろんそのとおりだと思います。倍以上やらないとということで、当然新会社、体制が固まり次第、どういうものをより具体的に行っていくか。もちろん、倍以上やるつもりで我々のほうも計画をしていきたいというふうに思っております。

それから、単年度計画というお話がありました。単年度計画ですので……ごめんなさい、単年度予算と言ったんだな。その計画といいますか、今回は総合計画には、先ほど申しましたように、実施計画……ごめんなさい、総合計画後期基本計画には合致しているものだと思っております。その中で、当然、今回本当に突発的なことでございました。それで、みんなで考えて、こういう形が一番いいだろうということでやったものでございます。

それから、株式会社の資産がないだろうというお話がありました。もちろん最初はそういうことだとは思いますが、例えば、どうしても銀行等がだめだという場合は、それはやはり何らかの、何ていうんですか、考えというか、それはやっぴいかなきゃいけないのかもしれませんが。ただ、先ほど、これちょっと最後のところと同じかもしれませんが。赤字が続けばというところになってきますけれども、まず、牛久シャトーの中でテナントで貸したいと思っております。当然これが決まれば、毎月毎月きちんとした収入も当然入ってきます。それから、駐車場なんかも運営しておりますので、駐車場収入もございます。ですから、そういうものを含めて当然事業収入、先ほど利根川議員からあったように、倍以上やるようなつもりで事業収入を稼いでいくということで賄っていきたいというふうに思っております。

それと、前後して申しわけございません。詰めは担当課と教委どちらということなんですけれども、当然のことながら、我々一緒に行っております。重要文化財だけとか、例えば、観光とか、そういうものだけとか、そういうことではありません。あくまでも牛久市として行って

おりますので、ここは一緒に行って、当然その交渉の内容を、市長まで含めて内容を確認しながら交渉を続けてきたというところでございます。

それと、市長は一度オエノンの本社に出向いておりますので、そこで社長とお話し合いをさせていただいております。

最後は、先ほど赤字が続けばということです。資本金もなくなってしまうだろうというお話がありました。当然、そういうところはあるかと思えますけれども、先ほど言いましたように、例えば、テナントの収入、事業収入、これをきちんと出して、それで今まで以上にぎわいを取り戻すというふうなことをやっていきたい。それから、重要文化財の保存、活用、これをきちんとやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 今までのオエノンホールディングス株式会社の交渉につきましては、お互いに、こちら行政立場、そして、あちら民間の会社でございます。民間の利益を追求しなきゃいけない。そうした跡地の利用に関しても、我々口には出していけない、言えないような想定外の話もございました。それを一つ一つ潰したというか、相手に納得していただきながら、ここはこういう場所ですよって話を、それが約2カ月、3カ月続きました。そういう話をしていました。なぜあの会社、あの地があのよう赤字を出したか。その中については、経営について私はコメントを差し控えたいと思えますけれども、しかし、私たちが整理した中では、それほど大きな赤字の場所ではなかったということも、それもいろんな内部情報、これは内部情報というか、いろんな関係者のお話を総合すると、そういう話をいただきました。そういうことで、私たちはあそこを管理運営できるならばしたいというような話を伝えました。

それで、なぜ私がいろんな諸物話したか。大体交渉事では、代表者というのはお互いにその部下、またうちの職員に任せながら、そして適時いろんな報告をしながら、それでお互いに判断をしながら、そしていろんな意見をぶつけ合いながら、そこでお互いのそういうものを探り合いながら進めても、これ適正でございました。最初からいろんな話してしまうと、おさまるものもおさまらないもの、これも現実でございます。ですから、私たちはそれを慎重にやりました。そしてお互いに落としどころを見上げながら、そして、かつて私たちがこれから運営し、できるところを見出しながら、それを今までやったわけでございます。ですから、あちら民間、我々行政体でございます。いろんな経営の仕方があります。しかし、しっかりと会社というか、財政負担にして、それを運営に当たらせる。そしてその管理、そして全体を私たちが行政が仕切る。仕切るというか、しっかりと見立てる。そういうところが基本的なコンセプトでございます。（「委員長、答弁漏れ」の声あり）

○議長（石原幸雄君） 指摘をしてください。

○22番（利根川英雄君） 議会の役割、責任ということについてどう考えるのかということ。その答弁は、来年度からの基本計画にのせるというけれども、私そんなことを聞いているんじゃないんです。議会の役割の一つは行財政運営のチェック機能です。そのチェック機能を働かさないとこのようなものを出してきて、出資をして、議会は責任を持てるのかと。議会に責任を持たせるのかということ質問している、その点について答弁をお願いします。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 大変失礼しました。

ただいまの御質問……ごめんなさい、答弁漏れと言われた御質問です。

議会の責任というところ、役割のチェック機能は議会だと。確かにそのとおりだと私も思っております。今回、確かにずっと計画にのって、いついつ計画にのって、いついつでやりましょうということでは確かにありませんでした、今回は。本当に突発的な事項で、ただ、我々としては、なるべく早く牛久シャトーを復活させたい。市民から、先ほども申しましたように、嘆願書なり、署名をたくさんいただきまして、何とかシャトー復活させるにはどうするんだと、どうするのが一番いいかというのを我々担当のほう、もちろん副市长、市長、トップまで含めまして、みんなで知恵を絞った結果が今回こういう形になりました。ですから、議会に責任を持たせるのかという、ちょっと厳しいお言葉今いただきましたけれども、これを議会の皆さんに提案したいんです。それで、何としても牛久シャトーをこれまで以上に、先ほどの利根川議員がおっしゃるように、倍やってもら、そのとおりだと思います。これまで以上に、シャトーを何とか復活するように、議会の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思います。以上です。（「答弁になっていないし」の声あり）

○議長（石原幸雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第58号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号ないし議案第56号及び議案第58号の20件並びに決議案第1号の1件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります付託表のとおり、それぞれの所管常任委員会に付託いたします。

---

令和元年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務常任委員会

議案第38号 牛久市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例について

議案第39号 牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例について

- 議案第41号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 牛久市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）  
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 議案第58号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）  
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 決議案第1号 会計年度任用職員の処遇改善を求める決議について
- 請願第2号 二次避難所への公衆無線LAN設備追加に関する請願書

◎教育民生常任委員会

- 議案第45号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 牛久市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 牛久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 牛久市健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）  
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
- 議案第54号 令和元年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第55号 物品購入契約の締結について
- 議案第56号 物品購入契約の締結について

◎産業建設常任委員会

- 議案第40号 牛久市森林環境譲与税基金条例について
- 議案第46号 牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

議案第52号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第53号 令和元年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第58号 令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

◎決算特別委員会

認定第 1号 平成30年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

令和元年度牛久市一般会計補正予算（第4号）各常任委員会付託事項

歳入予算補正

款	項	目		
		総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
2 地方譲与税	3 森林環境譲与税			1 森林環境譲与税
14 国庫支出金	2 国庫補助金	1 総務費国庫補助金	3 衛生費国庫補助金	
18 繰入金	2 基金繰入金	1 財政調整基金繰入金		7 森林環境譲与税基金繰入金
19 繰越金	1 繰越金	1 繰越金		
21 市債	1 市債	3 土木債		

歳出予算補正

総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (目) 7. 企画費 9. 電子計算費 16. 財政調整基金費	(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費 (目) 2. 予防費  (款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費 (目) 2. 事務局費 3. 教育指導費 (項) 6. 保健体育費 (目) 2. 体育施設費	(款) 6. 農林水産業費 (項) 2. 林業費 (目) 1. 林業振興費  (款) 8. 土木費 (項) 4. 都市計画費 (目) 2. 公共下水道費 5. 森林公園費 6. 駅周辺整備費

令和元年度牛久市一般会計補正予算（第5号）各常任委員会付託事項

歳入予算補正

款	項	目		
		総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
18 繰入金	2 基金繰入金	1 財政調整基金繰入金		
20 諸収入	4 雑入			4 雑入



総務常任委員会	教育民生常任委員会	産業建設常任委員会
		(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費 (目) 3. 観光費

○議長（石原幸雄君） つきましては、各常任委員会において受託案件を審査終了の上、来る28日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第24、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（石原幸雄君） お諮りいたします。委員会審査、議事整理及び土日祝日のため、あす16日から27日までの12日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、あす16日から27日までの12日間は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時16分散会